

平成23年第2回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年6月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

2番 藤川 豊治	3番 森本 節弘
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
教育長 板野 正	総務部長 遠度 重雄
市民部長 井内 俊助	健康福祉部長 松永 恭二
産業経済部長 田村 豊	建設部長 坂東 博
教育次長 西村 賢司	総務部次長 出口 芳博
総務部次長 町田 寿人	市民部次長 石川 春義
健康福祉部次長 林 正二	産業経済部次長 天満 仁
建設部次長 新居 正和	吉野支所長 井上 邦宏
土成支所長 渋谷 一二	市場支所長 竹中 陽子
会計管理者 福原 和代	財政課長 坂東 重夫
水道課長 大川 広幸	農業委員会局長 森本 浩幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局主査 古 川 秀 樹

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（吉田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（吉田 正君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

代表質問の通告がありましたので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい岩本雅雄君の代表質問を許可いたします。

岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、阿波みらい岩本雅雄、ただいまから代表質問を行います。

私の代表質問は、1番に、県道志度山川線バイパスの建設についてということで、本年度の工事予定と今後の見通しについて。2番目に、バイパスの舗装ができないうちに水道管の幹線を埋設することができないかと。

大きな2番目として、市民交流施設の建設について。市民交流施設は防災拠点の本部となる防災会館とすべきではないかということで、防災会館についての質問をいたします。

まず最初に、県道志度山川線バイパスの建設について。

この事業は、事業着手が平成7年、全体の延長が1,880メートルであります。歩道が3メートル、3メートル、車道が8.5メートル、全体で14メートル50という大変幅の広い国道に準ずるような道路であります。その事業費が県の緊急地方整備事業で総額約15億円と聞いております。今現在は、1工区520メートルが完成され、平成17年に供用が開始され、2工区は歩道部分だけが舗装が済んでおります。そして、今は3工区の440メートルのうちの120メートルぐらいが工事中になっております。

先ほど申し上げましたように、平成7年着手ということで、今まで大方16年がかかっております。十年一昔と昔からよく申しますが、時代が変わるぐらい時間がかかっております。中には私が生きてるうちにこの道路はでき上がるんでというような人もおります。地域の人々は一日も早い完成を望んでおります。どうか市を挙げて県のほうへの要望をお

願いたいと思っております。

そこで、建設部長に、今年度の工事の予定と今後の見通しについて、まず最初にお伺いいたします。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） おはようございます。

阿波みらい岩本議員の県道志度山川線バイパスの建設について、本年度の工事予定と今後の見通しについてということでご質問をいただいております。

議員ご存じのとおり、志度山川線バイパスにつきましては、平成7年度に事業着手を行っており、概略設計、平成8年度に地元説明会を実施しており、先ほど議員が申されたとおり、平成17年度に第1工区・県道船戸切幡上板線より北へ520メートルの供用を開始しております。

また、第2工区につきましては、平成21年度に船戸切幡上板線より南へ300メートルの車道部分の舗装を残すのみとなっております。

今後の見通しでございますが、本年度の事業につきましては、第2工区の車道部分の舗装工事、第3・第4工区の用地取得を行うと聞いております。

なお、事務レベルではありますが、バイパスの第4工区の市道とバイパスの交差点協議並びに願成寺谷川にかかる橋梁の協議を行っているところでございます。今後とも一日も早く竣工ができるよう県に要望をしますとともに、市といたしましても積極的に協力してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君） 先ほども申し上げましたように、大変長い時間がかかって、1,880メートルぐらいの道路にこれだけの時間がかかっております。ほかでは見られないぐらい時間のかかる大変遅い進行だと思っております。とにかく、一日も早い完成を目指して、県とか国への要望を強くお願いしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、2項目のバイパスの舗装ができないうちに水道管の埋設ができないかという問題ですが、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、1工区の起点、阿波町の忠魂碑がありますが、その忠魂碑から船戸切幡線まで520メートルの道路は完成し、供用が開始されております。その両側の3メートル、3メートルの歩道には、水道管の75

の水道管が布設されております。ところが、2工区の船戸切幡線から南へ北岸用水まで300メートルは歩道の舗装が完成しております。にもかかわらず、水道管は布設されておられません。このバイパスが計画されたときには、忠魂碑から最終の終点まで1,880メートルなんです。両側の歩道には水道管の計画がありました。にもかかわらず、このようなことが起こっております。忠魂碑から船戸切幡線まで水道管が来ておるにもかかわらず、船戸切幡線で水道管が幽霊のように消えております。何で2工区の舗装ができる前にこの水道管をつなぎ、布設することができなかつたのか、本当に不思議に思っております。今工事は3工区の440メートルのうちの120メートルぐらいが工事をしており、大方工事ができ上がっております。道路らしきものが完成に近づいております。今のうちに、この歩道の舗装ができないうちに、両側の歩道のところに水道管を入れるべきだと思っております。そして、工事がこの3工区、4工区と進んでいくうちに、その4工区の終わりが阿波町東西中央線なんです。このすぐ北側の阿波町東西線なんです。その東西線の中には150の幹線の太い水道管が布設されております。

それで、私が申し上げておりますのは、今現在工事をしておって道路ができた、舗装はまだできていないと。それから、そこへ布設をして3工区、4工区へと年々少しずつ道路ができるだけその水道管をつないでいくことによって、この中央道路の東西線のところで150につなぐことによってその水道管が布設することができると思っております。そうすることによって経費も安く上がるんでないかなと、このように考えております。

それで、水道課長にお伺いたします。今現在120メートルぐらいが、3工区なんです。2工区はもう歩道には舗装ができ上がってしもうて、とても県は切らせてくれないと思います。それで、今現在工事をしておる3工区の120メートルぐらいなんです。そこに両方の歩道に水道管を布設する考えはあるのかなのか、水道課長にお伺いたします。

○議長（吉田 正君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 岩本議員の1番目の志度山川線バイパスの建設についての2番目のバイパスの舗装ができないうちに水道管の幹線埋設ができないかというご質問でございます。

議員ご指摘の県道新設工事は、県道船戸切幡上板線から市道中央東西線までの延長約1,300メートルで、配水管を布設する場合は両側の歩道に布設するというので、往復2,600メートル完成後には必要ではないかと考えております。全体の工事費は、概

算でございますが、7,000万円程度必要になるのではないかと考えております。

現在、配水管は県道船戸切幡上板線に口径として150ミリ、志度山川線に75ミリ、市道中央東西線に100ミリの幹線を埋設しております。おおむね現時点では需要に応じているというふうに解釈をしておりますが、将来新道路開設により配水量が不足するのであれば配水計画を見直し、議員指摘の歩道へ計画を考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君） この志度山川線のバイパスの道路は、瀬詰橋から阿波町の中央を南北に通る、阿波町では一番大きな幹線道路であります。その道路の両側は、将来は多くが宅地化されるのではないかと考えております。水道はライフラインということで絶対に必要な事業だと思っております。今水道課長がおっしゃいましたように、2工区から最終まで1,300メートルで、かなりな7,000万円近くの予算がかかるということなのですが、水道会計は特別会計ということで、一般会計から幾らでも入れれないということは私も承知しております。しかしながら、これだけ大きな幹線で、特に2工区の南五知地区、ここは水圧が今大変低く、水道が出にくいということで、水道課のほうへ水圧をどなんかしてほしいというような要望が出てきておると思います。先ほど課長から話がありましたように、今の時点で十分に水道容量は足りておるんでないかというような話ではありますが、私が申し上げておりますのは、この志度山川のバイパスというのは、先ほど申し上げましたように、阿波町で一番大きな幹線道路であります。それで、近い将来には必ず宅地化になっていく用地が多くあるのではないかと考えております。それから、現に1工区で、忠魂碑から船切線までですが、水道が通っております。そのすぐ近くに若い夫婦が新しい家を建てて、その家はこの歩道の水道管からひっついておりますので、水道が引けたと大変喜んでおります。そして、その近くにも今現在宅地にするということで農業委員会に申請が出ておるそうです。そういうふうに、やっぱり水道管というんはその道路とともに絶対に必要な事業だと考えております。

それで、今課長が答弁いただきましたように、全体で7,000万円近くかかるんだということですが、私が今申し上げておりますのは、2工区の今工事をしておると。道路が大方でき上がるとです。舗装はできてありません。その2工区だけ120メートルぐらいに行けたらどうかと。そして、道路が進むたびにその水道管をつないでいくことによって、先ほど申し上げましたように、最終のところまでつながると。最後につながったら

その2工区は後から水道管を県にお願いして歩道を切らせてもらってつなげば完成するんでないかと。1遍に今7,000万円出して、全部道路ができとらんのですよ、課長。道路ができとらんのにはここに水道管ひけということは言うとりません。今道路ができて、120メートルできて、道路の形態が出てきました。今掘ったら材料費に少しの工事費で、素人的ですが、いけるんじゃないかと、このように考えております。

確かに今課長がおっしゃったように、全体では大変大きな予算になろうかと思えます。しかし、先ほど申しあげましたように、素人が考えたら材料費に少しの工事費でできると、経費も安く上がるんでないか、だれが考えてもそうなんです。そういうことをやっぱり行政として考えていただきたいと思えます。特に、予算が絡むことをございますので、財政課とよく相談して、幾らでも出せないという問題があります。しかし、どうしたらこういう事業ができるかと、絶対必要な事業なんです。そういうことをよく考えて、大川課長も財政課も頑張ってください、こういう事業ができるように要望をしておきます。

それと、この件で1点気がついたんですが、一言だけ申し上げておきます。

忠魂碑から船戸切幡線まで水道工事が完成し、2工区になって歩道が舗装されておるのに水道管が通っておらないと。このようなことが起こるっていうことは、庁内の横の連絡が十分できていないんでないかっていう疑問を持ちます。

行政は当初予算から年3回の補正予算を組みます。それで、各課はその当初予算、補正予算に向かって事業計画を組んで、財政課のほうへ予算を要望すると思えます。その事業計画ができた時点で課長会議を開くべきだと思っております。今現在開いておられるんでしょかね。やっぱりそういうような部長を入れた課長会議を開くことによって、こういう問題は出てこないんでないかと、このように思っております。特に、私たちが日常道路を走っておりますと、舗装ができてきれいな道路ができたなど、このように考えておきますと、いつの間にか後ろから水道課や改良区が回ってきて掘りまくります。結果的に継ぎはぎの道路になったり、また先ほどの水道管が消えたりと、このようなことが往々に見られます。どうかその年4回の予算を組む前に、やっぱり各事業課、特にこれから庁舎の問題で市場の周辺やもこういう問題が起ころうと思えます。そのようなことで、ぜひ課長会議、部長会議っていうんですかね、そういうのをしっかりとやっていただいて、きれいな道路ができたならもう3年も5年もさわさんのぞってというぐらいのやっぱり計画を立てて、やっぱりこういうことをやっていただきたい。多分この2工区に水道管が入とらんということは、多分事務連絡ができなかったんでないかと。言い過ぎかもわかりません

が、そのようにやっぱり課長会議っていうのは大事な会議だと思っております。ぜひこの点考えていただきたいと思います。これは答弁要りません。今後十分に考えていただきたいと思っております。

それと、水道課長、先ほど申しましたように、今現在120メートルで工事ができておりますが、まだまだ舗装するっていうのは時間があるかと思えます。ぜひ財政課と検討して、舗装ができないうちに埋設ができるようにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。この水道の問題は置きます。

次に、通告してあります市民交流施設の建設についてということで、市民交流施設は防災拠点の本部となる防災会館とすべきだということで、市民交流施設の建設についてを質問いたします。

今阿波市は、新しい庁舎と同時に市民交流施設の建設を進めております。その市民交流施設は、今まで文化的な施設ということで進んでまいっておりました。第3回の庁舎建設特別委員会では、交流拠点の建設というような説明で伺いました。次の4回目の庁舎建設特別委員会、これは先日の5月30日だったんですが、特別委員会では市民交流施設の建設という説明でありました。特に、その席で稲岡議員のほうから、やっぱりこの交流施設は防災拠点となるような施設が望ましいんでないかというような意見が出されました。私も同じような意見であったんですが、理事者のほうからそれに対する答弁はありませんでした。私もそのときに理事者側の答弁がないままだったので、その交流施設は文化的な施設で動いていくのかなというようなことで、私も多少不本意だったので今回この質問を出させてもらいました。

この質問を出させていただいて、この議会の開会の日なんですが、全員協議会が開かれまして、理事者のほうから新庁舎建設及び防災拠点施設の建設についてというような説明がありました。私はそのとき理事者もようやく防災拠点施設っていうようなことを名前を入れてくれたな、市長には当然ずっとこの防災っていう言葉は心の中にあったと思うんですが、ここへ来てやっとこういうような防災拠点施設の建設っていうような名前を入れてくれたということは、私自身正しい市長の判断だったなと、このように感じました。

今まで日本の過去の地震を少し考えてみますと、大正12年にマグニチュード7.9ということで関東大震災がありました。行方不明、死者10万5,000人余り。阪神・淡路大震災で、平成7年なんですが、マグニチュード7.3、これは直下型の地震で縦揺れの地震です。死者が6,434人、行方不明3人、負傷者4万3,792人。それからま



た、平成19年新潟県中越沖地震、マグニチュード6.8、死者15人、負傷者2,345人。それから、今回日本をも揺るがそうとするような大きな災害なんですが、東日本大震災、平成23年3月11日14時16分、マグニチュード9、きのう現在で死者が1万5,413人、行方不明の方が8,069人、避難者がまだ8万8,361人。まだまだたくさんの地震があったわけですが、大きい地震を列記してみました。このように日本では過去に大変大きな地震がたくさん起こっております。そしてまた、そのたびにたくさん多くの方が亡くなっておられます。そして、今現在はこれから30年以内に60%の確率で起こるだろうと。50年で推測してみたら90%で起こるそうです。東南海地震と南海地震。そうなんだそうです。

また、この阿波市には、奈良県を最初に、和歌山県を通過して、徳島を通り、また松山を通過して豊予海峡、これ豊後水道なんですが、豊予海峡に入ると。そのような中央構造線断層帯というのが通っております。そして、その断層帯に並行するようになるところどころで活断層がついております。もしこれらで地震が起こって、これらの地震が来るとしたら、学者はマグニチュード7から8、ひどいときには東南海と南海地震が連動した場合には、この間の東日本の地震と同じように、マグニチュード9ぐらい近くの地震が起こるんじゃないかっていうようなことが考えられ、また発表されております。阪神・淡路大震災のときは25万棟の家屋が倒壊しております。それから、45万世帯の住宅が全壊あるいは半壊、使えない家屋となっております。

そしてまた、ついでなんですが、この阪神・淡路大震災のときに震災が起きてそのときに救助された方、その救助された方っていうんはその9割が隣の人、あるいはそのとき横を通過しておった通行人の方、9割の方が地域の人によって助けられたそうです。残り1割り近くの生存者、助けられた方が消防、警察、自衛隊、そういうような方だったそうです。いかに地域、今現在私たちも自主防災組織っていうのが進んでおりますが、そういうんがいかに大事かっていうことがこの数字を見てわかると思います。

そのように、余談なんですが、阪神・淡路大震災のような大きな8も9ものような地震が来たとき、その災害に対して最小限の被害で食い止められるように、そういうようなことが日々の中で備えていかななくてはいけないんじゃないかと、このように思っております。

新庁舎建設市民懇話会というのが市民の方から構成されて、その懇話会の報告が市長のほうに出されております。その報告の中の3番目にも、庁舎に対して防災拠点はどうするのかと、防災拠点としての機能を持つようになっていこうということが提言されております。

大変詳細なことまで事細かに提言されておるように思います。このときは、市民懇話会が開催されているときはこの防災施設っていう話がなかったので、この防災拠点としての機能を持つように庁舎に求めとんですが、これもそっくりそのまま、その求めとる要件そっくりそのままこの防災施設の要件だと私は思います。

そこで、市はこの3日前の10日に、庁舎と防災施設の建設について業者を呼んで説明会を行っております。市は、この防災施設にどのようなビジョンを持ち、また業者にどのような説明をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 阿波みらい岩本議員の代表質問にお答えさせていただきます。

市民交流施設は防災拠点の本部となる防災会館とすべきというような趣旨のこともありましたんですが、それについて答弁させていただきます。

未曾有の被害をもたらしました3月11日の東日本大震災を受け、防災に対する意識は市民の皆様方にも大きな変化をもたらしたものと思います。市民の安全・安心に対する備えは行政の重大な責務であるため、新庁舎とともに計画を進めております交流防災拠点施設は、阿波市全体の防災拠点本部としての機能もあわせ持った施設とするべく整備を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、建物の構造体、建築非構造部材、建築設備すべてにおいて大震災にも十分耐えられる安全基準の高い耐震設計を採用するとともに、停電に備えた自家発電装置の整備、断水時の飲料水、トイレの洗浄水等を確保すべく水槽の設置などに加え、災害時には県内外からの支援物資を受け入れる集積場所や救助用資機材等も収納した備蓄倉庫など、災害時に活動ができる防災拠点としての機能を確保してまいりたいと考えております。

それで、6月10日の公募型指名競争入札事前審査書説明会のお話が出ましたので、どのようなことを申し上げましたかといいますと、この交流防災拠点施設の施設のところで、平常時と非常時というぐあいに分けてお話をしております。可動席式多目的室ですね、これ600席のうち100席は固定式なんですけど、500席につきましては可動席となりますが、これが非常時になりますと支援物資集配所という想定をしております。また、市民ギャラリーにつきましては支援物資集配所というような形で、非常時にはこのように使えますというような形で提案をお願いしております。一例はこういうようなことでございます。

したがいまして、平常時には市民が集い語らう交流・協働機能を満足させる施設として利用いただくとともに、災害時には阿波市の中核的防災拠点施設として活用できるよう、あわせて計画してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

岩本議員からは、防災交流施設につきましてどんな考え方持ってるのか、むしろ交流施設というよりか防災拠点のほうが阿波市民にとっては意義が大きいんでないかと、もちろん東日本震災を受けての発言だと思います。

今部長のほうから若干触れましたけれども、10日金曜日だったですかね、全国の非常に有名な建築事務所ですかね、もちろん庁舎及び交流施設を担当していただくことになるとも思いますけれども、その中のあいさつでまず一番初めに言ったのは、防災を主体あるいは文化の交流施設ですかね、市民交流施設を両方あわせ持った庁舎あるいは防災交流施設ということで基本設計あるいは実施設計をお願いすることになる。ただし、一番大切なことは、まず阿波市が建設しようとしてる庁舎あるいは防災交流施設については、阿波市らしさをとにかく頭の中に、言葉悪いですけども、たたき込んでほしい。ということは、とにかく設計にかかわる者は阿波市の実情がわからないとやっぱり実施設計あるいは基本設計書けないのでないか。ご承知のように、一昨年3月28日ですかね、今の切幡、古田の地に候補地を決定したときに、地域のバランスですね、阿波市のほぼ中ほど、ちょうど真ん中から2キロぐらい東、土成寄りになりますけれども、まずあの地というのは高速道路からやはり中心に近い、あるいは広域農道ですね、脇町あるいは上板からの広域農道からも中心に近い、しかも金清へ1キロ弱間で今の候補地にたどり着く、あるいは南の県道ですね、鳴池線からもやはり1キロ少して庁舎の位置へたどり着く。恐らく災害が起こればまず一番に駆けつけていただいて協力をお願いするのは、恐らく消防と自衛隊と、そういう非常に素早い自衛隊の方ですね、非常に大きな車来ますと思います。そんなところの利便性をまず考えたかなと、あの場所がですね。それが1点。

それとやっぱり、阿波市の中心に位置する、あるいは阿波市の基幹道路ですね、船戸切幡上板線あるいは鳴池線、広域農道、高速、それぞれが一番近いところに位置する。だから、私の頭の中には防災拠点というのが頭には初めからあって、あの場所選んでます。こ

れも市民の方恐らく了解はしてるんじゃないか。

もう一点、庁舎というのは、あくまでも市民交流の場ではございません。確かに体の弱い方、高齢者の方、あるいは子連れの方、この方たちが戸籍とかいろいろな手続に来る場合に、わずかな時間しか庁舎では滞留していただけないわけですね。当然交流の場にはなかなか得ない。むしろ職員の執務の場であろう。じゃあそれでは、やはり防災の拠点にはなり得ない、あるいは交流の場になり得ない。じゃあどうすればいいか。いろいろ知恵を絞った市民の懇話会、8回も9回も行いました。市民等々の意見をいろいろ要約しますと、やはり防災もさることながら交流もさることですということで、隣に防災と交流をあわせ持ったような庁舎を補完する施設をやろうじゃないかということで、議員の皆様のご理解とご協力をいただいたと思っております。

そんなところがやっとな実施設計あるいは基本設計にかかりますけれども、あくまでも阿波市の、今先ほど申しましたような阿波市らしさのイメージ、それは当然他の市ですかね、防災というか、やっぱり文化センター的な動き、あるいは庁舎だけを建てる、そんなふうな考え方で動いているようですけども、阿波市は皆様のご理解と知恵をいただきまして、やっぱり庁舎と防災交流施設を一体化する。一番のねらいは、防災交流施設へいろんな文化研修、あるいはさっきも言いましたけども、600人収容の確かにホール的なものができます。しかし、600席のうちの500席は全部移動して平地の床です。いすはございません。そういうところも利用し、あるいはご婦人の皆さん、市民の方来てますけども、いろんなこういう所蔵とかあるいは芸事ですかね、そんな交流の場を交流施設にはつくりますが、やはり部長からも答弁しましたように、やはり市民お互いがまだまだ郡を超えた4市、なかなか交流の機会もないんじゃないか。確かに地域地域では小ぢんまりと交流はやってますけど、阿波市全体の市民がより集まって、やはり集い、語らい、きずなをしっかりと持つような施設としても利用したい。それで、きずなの中でそれぞれ共助っていうんですかね、ともに災害のときには助け合って、市民一人も犠牲が出ないようにやっぱりやっていこう、そういうふうな防災面のもっと奥深い交流の場を人としてのつながりをしっかりと持ったような施設にも持っていきたいと思っております。

もちろん部長のほうから答弁いたしましたけど、緊急時には防災の本当に拠点一色になると思います。そんなところで十分にご理解をお願いいたしたいと思っております。

答弁終わります。

○議長（吉田 正君） 岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君）　ともかく防災拠点というんが軸足を置いていただいたということで、私は正しい判断だったと思っております。

それで、先ほど総務部長の答弁もいただいたんですが、まだこの防災施設に対してはまだ基本的な考えのところだろうと、このように感じております。防災施設は、防災会議をする部屋とか、実際に災害が起こったときに即災害対策本部を設置できるような部屋や、またボランティアが活動していただける部屋など、また救助用の機材を備蓄する倉庫、これは後から少し申し上げますが、機材を備蓄する倉庫や、また発電機や雨水を浄化して飲料水に飲めると、そういうような施設も今現在請願され、学校ではそういうような設備を設置してるところもあるそうです。そのような詳細のところっていうんはこれからまだまだ練り上げていかなくては完全なもんができないんじゃないかと、このように思っております。

先ほども申しましたように、3日前ですか、業者さんに説明をされたということなんですが、業者さんは多くの実績を持っております。それから、立派なノウハウも持っております。また、理事者側、また議員もみんな行政も入れて、みんなで協議して最高の施設ができ上がるように、最高の機能を持った施設ができ上がるように、これから努力していただきたいと、このように思っております。

先ほどちょっと申し上げたんですが、その救助用の機材の備蓄、これはもう当然この防災施設に備えなくてはいけないと思うんですが、ちょっと先日調べておりましたときに、吉野川市では自主防災組織に救助用の機材を各自主防災組織に配布しております。ちょっとそのメニューをいただいておりますので、ちょっと読み上げてみたいと思います。

市対応、防災用資材、物品及び数量ということで、1番、発電機1台、エンジンチェーンソー2台、レスキューキットボックス型、これはバールやボルトカッター、のこぎりやハンマーやかけ合いやショベルやゴグルが入っておるそうです。それはボックス型のセットになつとるそうです。それが2個セット。それから、災害用の救急箱、それが20人用が2箱。伸縮用2つ折りの担架、これが2台。トランジスターメガホン、これが3個。投光器のセット、これが1個セット。ヘルメットが20個。トラロープですか、9メートルの100メートル、5巻。軽量のリアカー1台、バール8本、のこぎり折り畳みのが5本、スコップ鉄製のが5本。こんだけワンセットにして各自主防災組織、吉野川市は少ないんですが、50余りの自主防災組織にこれを配っておるそうです。阿波市では自主防災組織が300余ってということで、これを対応することは非常に予算的には難しいと思

います。

それで、先ほど申し上げましたように、この災害拠点となる防災会館、そこには当然これの幾らかのセットを備蓄すべきだと思います。それと、各支所には何ほかのセットをやっぱり置くべきだと、このようにこれを調べておるときに思いました。ぜひ防災課でそういうことも検討していただきたい、このように思っております。

最後になります。

市民の生命、財産を守るんは行政の責務であります。最少の経費で最大の効果が得られるような事業でなくてはなりません。市民が安全で安心して暮らせる立派な庁舎、そして防災会館、そのような建設ができることを願っております。要望しておきます。

これで私の質問を終わります。

○議長（吉田 正君） これで阿波みらい岩本雅雄君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会出口治男君の代表質問を許可します。

出口治男君。

○15番（出口治男君） ただいま議長より許可がありましたので、阿波清風会を代表いたしまして質問をいたします。

まず冒頭に、東北地方を襲ったマグニチュード9.0の大地震で、日々の営みをのみ込んだ巨大津波の被害が4県42市町村の沿岸が被害を受けました。津波は、東京電力福島第一原子力発電所を破壊し、放射線物質の拡散を招きました。3カ月を経過し、これは11日現在です、死者1万5,405人、行方不明者8,095名、避難者9万109人、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意をささげます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い健康の回復と復旧、復興を祈っています。

質問の第1点、質問に入ります。

東日本大震災による復旧、復興に多額の予算が投入されます。国は財政も悪いし、景気も悪い状況になっております。震災後の人の動きが少ない状況で、農作物の価格の低迷が続いております。阿波市の税収も減少すると思います。現在、合併特例債を当てにして新

庁舎建設、給食センター建設、防災センター併用の交流センターといいますか、実質は600席の文化ホール、市民ホールです。また、ほかには金清温泉、土柱休養村温泉の改修等と、大型事業が計画をされております。東日本大震災がなかった場合、計画どおり事業が推進できると思いますが、震災後、特別交付税、普通交付税の減額があると想定されます。計画どおり事業を推進したならば、将来維持管理ができるかと危惧をされます。

質問の第1点目、特別交付税、普通交付税の地方交付税の見通しについて、担当部長、市長の見解をお伺いをいたします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 阿波清風会出口議員の代表質問に答弁させていただきます。

普通交付税と特別交付税について、今後の見通しはということについてですが、平成23年度地方交付税につきましては、地域主権に沿った財源の充実を図るため、国費ベースで対前年度比総額5,000億円の増額で、総額17兆4,000億円となっております。しかしながら、政府は3月11日に発生しました東日本大震災の復興財源として地方交付税を最大10%、金額にして6,000億円程度減額するとの報道がされております。

徳島県への影響は、単純計算で48億円と報道されております。阿波市につきましても削減は避けられません。現段階では、県からの詳細な情報提供も少なく、地方交付税の当初算定時期が7月ということもあり、明確に把握できていない状況であります。金額での影響額はお示しできませんが、ご了承いただきたいと思います。

次に、平成23年度特別交付税につきましては、総額で8,687億円、対前年度比1,451億円の減、率にして14.3%の減となっております。また、東日本大震災の被災自治体などに配分するため、特別交付税分1,200億円を増額する地方交付税総額特例法が5月2日可決、成立されました。

特別交付税は、災害対応など自治体が予期しない支出に対して交付されるもので、今回甚大な被害が出た震災地への交付が増額すると予想されます。したがって、阿波市への特別交付税は削減が見込まれると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 出口治男君。

○15番（出口治男君） 答弁がただいまございましたが、減額、地方交付税は当然削減になると答弁でした。

国は、現在多額の赤字国債、国債を発行しております。景気も悪いし、東日本大震災の影響で、戦後最悪の災害、しかも国家の存亡にかかわる深刻な問題をはらむ危機と国も認めております。乗り越えていくことができるか、すべての日本人に問われております。懸念される案件多々ございます。特に、東日本大震災、大地震の震災、原子力発電所含みますが、関連復旧、復興財源に伴い、地方交付税の大幅な削減、また少子・高齢化による福祉予算の増大、また平成の大合併による合併特例債の集中財源、また東海・東南海・南海地震への対応等々、日本は大変な時代を迎えております。国は財源確保に四苦八苦しております。

徳島県は、この10日です、2011年度から3年間で取り組む財政構造改革の基本方針を発表しております。景気低迷で県税収入や地方交付税の増加が見込めないと予想しております。地方交付税はこの二、三年増加しましたが、東日本大震災の影響の復興に向けた予算措置で、再び削減もあり得ると予想をされております。

そのような状況下、阿波市は現在人口減が続いております。当然阿波市は事業の見直し、また計画の変更をすべきと思います。今回の質問、何もかも反対しているととらえられるかもしれませんが、地方交付税の削減により見直しは必要と思います。現在の国難のときには腹七分、八分目ぐらいで辛抱しておき、何かが起こったときには腰を上げれる状況にしておき、財政の健全化しておくのも阿波市の発展、継続の礎になると思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

第2点目、金清活用センター、土柱自然休養村温泉センター及び入浴助成交付事業補助金の廃止についてを質問します。

温泉の施設は市民の福祉向上に役立っていることは私も十分承知をしております。隣の吉野川市は温泉施設の廃止を決めております。金清活用センター及び土柱休養村温泉への一般会計からの繰り入れは、平成20年度は3,009万円の市税が投入されております。今後改修して民間に委託をすると計画されております。まだ工事にもかかっていない状況下、地方交付税の削減がありますので、将来を見据えて見直しして廃止したらと提案をいたします。

また、入浴助成券補助は、平成20年度2,002万円の補助をしております。入浴助成券は介護の必要な人はデイサービスのある施設へ行きますが、入浴助成券交付事業補助金は年齢制限があり、65歳以上の健康な人が交付を受けております。0歳から65歳未満の人は対象にはなりません。市民間に不公平感があります。地方交付税の削減がいつま



で続くかわからない不安定な時代に廃止を提案をいたします。

4町合併前の協議では、入浴助成交付は1年のみの約束と伺っておりますが、現在も継続をされております。一度補助を出しますと、市長及び議員は廃止ということはかなり決断が要ります。今回の質問に対しても賛否両論あるのは承知をしておりますが、公平性もあるので、市長の英断を求めます。

さて、金清・土柱温泉両施設に3,000万円、入浴助成券2,000万円、計5,000万円、一般会計より繰り入れをしています。

そこで、提案をいたします。

国民健康保険税も同じ福祉関係です。国民健康保険には、自営業の人、現在国保に入っていない人もいつかは国保に加入をいたします。昨年温泉関連施設予算3,000万円、入浴助成券2,000万円を国民健康保険税に投入をと提案をいたします。国民健康保険税に平成22年は法定外繰入金が1億2,000万円、23年度も同じでございますが、法定外繰り入れが徹底をされております。国保審議会答申により本年度の国民健康保険税率を引き上げております。今後の税率の引き上げをしないためにも、温泉関連予算及び入浴助成金を国民健康保険税の繰り入れへの市長の英断を求めます。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 阿波清風会出口議員の入浴券の廃止について答弁させていただきます。

入浴助成券交付事業は、市内に在住する高齢者及び身体障害者等に対し入浴助成券を交付することによりまして、社会福祉の増進に寄与する目的で実施をしております。使用できる施設は、土柱休養村温泉、金清温泉白鳥荘、御所の郷となっております。

助成券の交付につきましては、4月1日現在において65歳以上の方、身体障害者手帳1級から4級、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象に、市へ交付申請していただいて交付をしております。

次に、助成券交付状況でありますけれども、平成21年度の対象者が1万2,312人、交付申請者が4,761人、交付率が38.7%、平成22年度の対象者が1万2,425人、交付申請者が4,901人、交付率が39.4%となっております。以上の状況から、本事業につきましては、日ごろ閉じこもりがちな高齢者等が入浴のために外出することによりまして、施設利用者同士でのコミュニケーション、利用者の健康増進に寄与していると思っております。

次に、申請者の交付率も今述べましたように増加しており、この事業に対するニーズはまだまだ高いものがあるとともに、阿波市においても今後高齢化が進む中で、高齢者が生き生きとして安心して暮らせるまちづくりを進める上では、住民福祉の向上等に多く寄与するものと思っております。

高齢者や市民に対しまして健康相談、健康診断、生活習慣病予防などを推進していますが、さらに健康で心にゆとりがある環境づくりと安全・安心に生活できるよう福祉の充実が必要と考えています。合併当時から福祉の向上事業として続けている事業です。いましばらくは利用者のニーズと意向を尊重するとともに、憩いの場を利用できるよう、この制度を存続させたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 阿波清風会出口議員の代表質問の中で、土柱休養村温泉と金清自然環境活用センターについて、両施設を廃止してはというふうな提案をいただきましたので、そのことについてお答えをさせていただきます。

土柱休養村温泉につきましては、今年の4月1日より改修工事を予定しておりますので休館をいたしております。今年度改修工事を行いまして、来年度4月から営業を再開するというふうな予定であります。現在、改修工事に向けての設計を行っているところであります。

また、金清自然環境活用センターにつきましては、今年1年間をかけて活用センターの理事会、また各分野の専門の方で構成する専門委員会によりまして、施設の改修についての検討を行っていきたいと考えております。

土柱、金清の両施設につきましては、昨年両財団の理事会を何回となく開催をし、今後の施設のあり方について、またその方向性についてご協議をいただいてまいったところがございます。その協議の結果をもとに、昨年の12月議会の全員協議会、また産業建設常任委員会の中で今後の運営方針について説明もさせていただきました。その中で施設の存続、また施設の整備並びに施設の運営について、市としての基本的な考え方をお示しもさせていただいたところであります。

まず、土柱休養村温泉につきましては、温泉施設として依然として多くの方にご利用をいただいているというふうなことから、引き続きまして地域の方々の福祉休養の場として存続をしていくといたしております。具体的には、施設の改修を行いまして、改修後は民

間から指定管理者を公募を行いまして、民間事業者によりまして運営を行っていききたいというふうに考えております。

次に、金清温泉白鳥荘についてでございます。こちらにつきましても施設を存続させていくといたしております。施設につきましては、建築後かなりの年数も経過しており、現施設のままでは経営改善は非常に厳しいのではないかというふうに思っております。そのため、施設の改修工事を行いたいというふうに考えております。改修方法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、外部の有識者の方や専門家の方々の意見を聞きながら、この平成23年度中にも具体案をまとめてまいりたいと考えております。それで、平成24年度から整備に着手する予定といたしております。それまでは現在の財団法人で運営を行っていきます。改築工事に着手する時点におきまして財団法人を解散し、土柱休養村温泉と同様に、施設改修後は民間から公募した指定管理者により運営を行っていききたいというふうに思っております。

両施設の今後の整備、運営方法についての基本的な方向性については、今ご説明させていただいたとおりでございますけれども、まだまだいろんな部分でご意見やアイデアもお聞きしているところであります。そうした意見等も参考にさせていただきながら、今後より具体的な内容について見ていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 阿波清風会出口議員の代表質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容は、金清自然環境活用センター及び土柱休養村温泉の入浴券を廃止し、その財源を国民健康保険特別会計へ繰り入れたらどうかのご質問でありますので、国民健康保険の所管部といたしましてご答弁をさせていただきます。

国民健康保険につきましては、本来国、県、市などからの補助金と被保険者の保険税で賄わなければならない独立採算制を原則といたしております。ご承知のように、本市の国保会計は非常に厳しい財政運営を強いられている状況となっておりますが、その要因といたしましては、歳入面におきましては、国保税の軽減措置を受けている世帯が県内他市に比べまして非常に高い割合となっていること。また、歳出面におきましては、加入者の高齢化や生活習慣病の増加などにより医療費が毎年増加していること、後期高齢者への支援金や介護納付金などが増加していることなどが挙げられております。

このため、本市では医療費の抑制を図るため、被保険者に対する適正受診や健康意識の向上に向けての啓発活動、また特定健診などの保健事業の推進を行っているほか、健康推進計画、食育推進計画などを策定し、市民の健康増進に向けて全市的な取り組みを行っているところであります。また、国保財政が厳しいのは制度上の問題でもあるため、国に対しても補助金の増額などの財政支援について、機会あるごとに要望活動を行っております。

本市の国保会計につきましては、合併後1億円前後の単年度赤字が続いております。このため、これまで基金の取り崩しなどで収支を保ってまいりましたが、本年度やむなく税率改正を行ったところがございます。今回の改正におきましては、平成22年度決算見込みをベースに、23年度、24年度決算見込み額を推計し、税率を改正いたしました。この改正ですべての赤字が解消できるものではないため、今後平成24年までの2年間は、一般会計から毎年1億2,000万円の法定外繰り入れを見込む方針としております。

議員より、無料入浴券を廃止し、国保会計へ繰り入れしたらとのご提言をいただきました。現状の国保会計を取り巻く状況は非常に厳しいものがありますが、保険者といたしましては、今後とも医療費の抑制や国への制度改善の要望などに引き続き取り組み、財政の健全化に向けた努力をしております。そして、このことにより少しでも一般会計からの繰り入れを削減できるよう努力をしなければならないと考えております。

無料入浴券事業は一般会計で行っておりますが、この事業の廃止と国民健康保険会計への繰り入れが直接結びつくものではないと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

以上、国保担当部としての答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長、答弁をお願いします。

○市長（野崎國勝君） 阿波清風会の出口議員からは、代表質問として、まず土柱、金清、御所の郷に交付しております65歳以上あるいは障害者に対しての入浴助成券を廃止してはどうか。廃止した金ですね、これについては赤字が続く一般財源から法定外繰り入れということで国民健康保険へお金を繰り入れてますけれども、それに充てたらどうだろうか、大筋はそんなところじゃないかと思えます。

よくよく私も今3人の部長の答弁あるいは出口議員の質問、整理してみますと、まず遠度総務部長からは、23年度に地方交付税ですね、国の、これが対前年で5,000億円増額された。この理由は、それぞれ地域主権に伴う財源を地方へ持っていきこうじゃない

か、5,000億円出した。ところが、大震災、3月11日の、思わぬ本当の災害。急に災害地へ持っていく金が要るよということで、交付税10%削減ですかね、6,000億円。そしたら、この差1,000億円ですかね。5,000億円地域主権主義のために出しといて、災害が起こったから6,000億円引き上げますよと言っている。その差が1,000億円ということですね。

私どもやっぱり市民の安全・安心な生活を守るため、確かに国の財政事情はわかります、出口議員の言われとることも重々承知してます。ただ、阿波市として、合併してから6年、阿波市の建設計画、これから本当に正念場。私ども理事者と議会と、本当に連携しながらやっところまで阿波市が県下でも誇る財政状況になってきた。私は慌てふためきたくない。じっくり腰を据えて、目的のために頑張っていきたいな。これについても、当然この6年間議会と理事者が本当に市民のために、新たな阿波市建設のために頑張ってきた成果じゃないかなと考えてます。日本の国、大震災あるいは淡路・神戸の大災害、震災、今回の大震災、それぞれ恐らく本当に頑張ろう日本という心の中で、恐らく乗り切っていくんじゃないかなと。阿波市も国の財政事情に本当に気を配りながら、阿波市独自のやはり建設計画、着々と議会とともにあるいは市民とともに進めていきたいと考えてます。

以上、答弁といたします。よろしくご協力お願いします。

○議長（吉田 正君） 出口治男君。

○15番（出口治男君） 予想どおりの答弁でございました。地方交付税の削減、今減額は少ないかなというように感じで説明をされておりましたが、震災のあのごみの始末だけでも10年では始末ができないだろうと、そういう予想もされております。今後もこの二、三年ずっと東北地方へ予算が向いていくんでないかと思えます。金清にしても、土柱にしても、年々赤字を出しております。廃止を求めます。

参考意見として、以前は法定外繰り入れ、ペナルティーがございましたが、現在はないと伺っております。

次に、3点目の質問に入らせていただきます。

交流センターについてを質問いたします。

正式名は防災交流センターですか。私は防災センターにつきましては賛成をいたしますが、場所につきましては、中央構造線等も通っておりますので、自然災害が怖いなど思いまして、場所には反対をしております。

防災センター併用の600席の交流施設は、文化ホール、市民ホールの感がいたしま

す。阿波市においてそういう施設があれば理想と思いますが、阿波市には大勢が入場できる施設各町にございます。100人以上の入場できる施設でも、最高で年五、六回しか使っておりません、100人以上ですね。質問の最初にも申し上げましたが、このような時代に地方交付税の継続的増額は見込めない中、見直して既設の施設の活用をしてはどうかという質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 交流センターについて、既設施設を活用してはどうかという出口議員の質問に答弁させていただきます。

現在、阿波市における市民が集う公益施設の状況としましては、そのほとんどが体育館、図書館、あるいは保健福祉センターといった特定目的の施設や公民館などの地域に密着した小規模な集会施設であります。

一方、合併における人口の増大により、各種行事、イベントへの参加人数は300から1,000人規模と大幅に増加しております。旧町単位で利用していた従来の現有施設では十分に対応し切れず、市民の皆様大変ご迷惑をおかけしているのが実情でございます。

また、市民活動におきましては、地域別に小規模な公民館や集会所などはおおむね整備されておりますが、市全体の活動で利用できる場所や活動成果を発表できる場所は充実しているとは言えない状況であります。

こうした現状に加え、本年3月に発生しました東日本大震災というこれまで経験したことのない大規模災害を受けまして、非常時における確固たる応急態勢を整えるための防災拠点の重要性がクローズアップされております。

そのため、本施設につきましては、平常時は市民が集い語らう交流・協働の機能を満足させる場として、いざ災害時には支援物資の受け入れ整理基地、緊急援助隊や災害ボランティアの受け入れ基地等、避難や救援の拠点としての機能を持つ阿波市の中核的防災拠点施設として位置づけていきたいと考えております。

このような観点から、交流防災拠点施設は窓口機能、執務執行機能、議会機能といった庁舎として備えておくべき基本機能を補完する施設として、また既存施設では担い切れない新たな機能、環境を備えた施設として、庁舎と一体的に整備する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 出口治男君。

○15番（出口治男君） 集会所ぐらの施設までの説明がなかったけど、この庁舎の横には農村改善センター、土成には土成トレーニングセンター、また資料館、市場にもあります、吉野にもあります。100人以上の集会した施設でも大きな施設はありますが、五、六回、最高でそれぐらいしか使っておりません。

ほんで、私は音響装置が悪ければ音響装置の改善、また冷暖房施設がなければ冷暖房施設の設置をすべきと思います。既設の施設の有効利用もすべきと思います。今の答弁ではどないもならんような状況の答弁でございましたが、再考を求めておきます。

次に、新庁舎、給食センター、防災交流施設の概算予算額は幾らになるかの質問でございます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 新庁舎、交流防災拠点施設の事業規模で概算予算額は幾らかということについて、総務部からまず答弁させていただきます。

3月議会の第1回市議会定例会でも説明いたしましたとおり、現在計画を進めております市場町切幡古田地区に新庁舎を核とした開発区域として4万8,000平方メートルの面積を予定しております。予定しております内訳といたしましては、約5,000平方メートルの土地を道路用地として取得し、施設周辺の円滑な交通を確保するため、現在の道路の拡幅工事を行います。また、阿波市内の小・中学校の統合給食センターの建設設備に約6,000平方メートルの土地を予定しております。

庁舎等建設用地といたしましては、約3万7,000平方メートルを予定し、その内訳として、庁舎並びに交流防災拠点施設用地部分に約8,000平方メートル、駐車場、庁舎敷地内道路及び調整池等に約2万9,000平方メートルを使用し整備を図ってまいります。

次に、概算予算額と申しますか、総事業費について申し上げますが、今後の調査及び基本・実施設計等によりまして事業費の変動が生じる場合もあると思いますが、用地補償費及び庁舎並びに交流防災拠点の建設費など、総事業費として50億円から55億円を考えております。

なお、給食センターにつきましては教育委員会より答弁いたします。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 出口議員からのご質問で、事業規模、また概算予算額のうち

で給食センターにつきましてお答えしたいと思います。

給食センターの施設を統合するに当たりまして、現在の阿波市の小学校、それから中学校、それから幼稚園を含んだ給食数を平成23年5月1日で見ますと3,784食あります。約4,000食規模の能力を備えた施設が必要と考えております。また、施設完成時では、一応平成26年では、生徒数の減少によりまして3,500食前後と減少傾向にはありますが、事業規模といたしましては、平成23年2月の議会全員協議会で説明させていただきましたように、4,000食を対象として考えております。昨年度2度にわたりまして、議員の皆さんにも香川県の宇多津町、また東かがわ市給食センターを視察していただきましたけれども、大変大いに参考になりました。大変お世話になったわけでございますけれども、その中の東かがわ市では、4,500食規模の施設で、工事費が11億円から12億円でございます。また、お隣の吉野川市におきましても、4,000食規模で11億円から12億円の工事費でありました。

阿波市におきましても、食数の減少はありますが、概算事業費といたしまして6,000平方メートルの用地購入費、また建物の延べ床面積が2,500平方メートル、それから設計監理費及びそういった工事費を含めまして、総額で14億円程度必要でないかというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 出口治男君。

○15番（出口治男君） 東日本大震災がなければ計画どおり事業に賛成したと思います。場所は別です。先ほども申し上げましたが、国は現在大量に赤字国債を発行しております。景気も悪いし、東日本大震災の影響で戦後最悪の災害、先ほども申しましたが、しかし国家の存亡にかかわる深刻な問題をはらむ危機と国も認めております。懸念される案件多くあります。震災関連の復旧、復興予算、少子・高齢化による福祉予算、東海・東南海・南海地震への対応等々、日本は大変な時代を迎えております。昨日の日曜討論においても、補正予算の削減、修正の話も出ておりました。県においても、景気の低迷で県税収、地方交付税の増加が認めないと予想されております。地方交付税は、先ほども申しましたが、数年は増加したが、東日本大震災の影響の復旧、復興に向け予算措置で削減もあると県も認めております。

国も県もこのような状況下、阿波市においても合併特例債を活用して新庁舎建設、給食センター、防災交流施設建設で多額の予算が必要になります。現在まで合併特例債を使っ



ておりますが、阿波市の人口、慢性的に人口減の現象も続いております。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2035年には3万人の大台を割って2万8,356人と推計をしております。このような状況下、国、県においても厳しい予算措置です。阿波市においても税収の減、交付税の削減はあると思います。大型事業の見直しをと質問いたしました。何ひとつ色よい返事はありませんでした。今後においても維持管理ができるのか、私は危惧をしております。見通しの立たない現在の国難の状況下では、見直しは当然すべきと思います。財政の健全化をしておくのも阿波市の発展、継続の礎になると思います。見直しを求めておきます。

続きまして、最後の質問の吉野川河川敷内にある美馬市の拝原最終処分場移転問題についてを質問をいたします。

焦土と化した祖国を復興させるために、必死になって頑張った日本人、そのかいあって日本は瞬く間に先進国の仲間入りを果たしました。しかし、余りにも急激な成長は大きなツケを残すことになりました。大気は濁り、水は汚れ、奇病に苦しむ人が続出をしました。経済大国日本は、一方では公害大国日本という残念な結果も過去には招いてきました。この時期、世界に先駆けてありとあらゆる公害が日本に噴出したと言っても過言ではありません。しかし、我が日本人はその対応も素早かった。公害の分野においても日本人の努力はずば抜けていました。公害問題は徐々に鎮静化していきました。そして、世間はそれほど騒がなくなりました。すると、公害対策、技術の分野も活動が鈍り出し、すべての公害が克服できたわけではないのに、金がかかるからである、問題にされないならなるべく手を引きたい、しかし以前より少なくなったとはいえ、空気も水もその他の自然も冒され続けているのは間違いございません。私は特に一般廃棄物処分場の問題で日本の水が心配でございます。この案件が一番おくれております。安心・安全な水が飲めることを祈って質問をいたします。

さて、美馬市の吉野川河川敷内にある処分場の問題でございますが、前にも数回この件につきまして質問をいたしました。旧美馬郡5町は、吉野川河川敷内で砂や砂利を採取した大きな穴に一般廃棄物、また焼却灰、またごみの量を減らすためビニール等は野焼きをしたと聞いております。2町分前後の面積でございます。平成9年の廃棄物処理改正に厚生省、環境省から埋立処分不適正最終処分場の指摘を受けるまで、昭和49年から平成8年まで23年間投棄、当初は11万トンとも言われておりましたが、倍の20万トン以上が投棄をされております。

投棄を始めてから阿波市民は37年間、ダイオキシン入りの可能性のある伏流水を飲み続けております。前回の質問でダイオキシンの調査をしているかとの質問に水道課長は、水道第4条の規定に基づき、水質検査に関する省令で規定する水質基準に適用することがありますので、水道水におきましては水質基準項目50項目について実施している段階であります。この質問のダイオキシン類につきましては、厚生労働省に規定する水質基準項目に含まれておりませんので、ダイオキシン調査は水質検査は実施しておりませんとの答弁でございました。前回の質問で、ダイオキシンの環境基準は1リットル当たり1ピコグラムですので、4倍から8倍の量ということで、市民生活の安全・安心にかかわることである。下流域である阿波市の浄水場の安心・安全を約束できますかとの質問に対しましては、美馬市に確認をしたところ、資料の提供を受けたもので申し上げます。ごみの保有水及び臨接池ですけれども、臨接池の水質につきましては定期的に観測しており、具体的には臨接池分析結果、検査日平成15年5月17日ですが、ダイオキシン数値は4.2ピコグラム、保有水分析結果、検査は20年5月14日、ダイオキシン数値は8ピコグラムでこのようになっております。いずれも最終処分場の維持管理基準である排水10ピコグラム以下基準内であると答弁をしております。

なお、埋立廃棄物の撤去計画におきましては、計画放流水質は10分の1の1ピコと定めております。また、地下水の水質につきましては、平成20年5月14日に2.2ピコグラム、環境基準は1ピコグラムですが、観測されましたが、検査日が降雨で濁りが生じ、高い数値となっておりますが、過去のデータ及び次年度の数値は基準内であり、平成20年の検査数値は一過性のものであると答弁をしておりますが、水が濁って数値が上がったということですが、底にはかなり高いのがあるのでないかと私は思っております。美馬市の取り組み状況を見守りながら、下流域である阿波市の水道、上水道の安心・安全の約束を守ってもらえるよう、また下流域住民の方に影響があるのであれば工事は行わないと表明をしております。適正な環境保全対策で確認してまいりたいと思っておりますと答弁をしておりますが、最終処分場の維持管理基準10ピコですが、検査数値は4.2、保有水分析結果8ピコグラム、また埋立廃棄物の撤去計画においては、計画放流水質は10分の1の1ピコグラムですが、平成20年5月14日においては2.2倍の観測データが出ております。埋め立て後13年経過した数値でございます。ダイオキシンは水に溶けないことが証明されております。ダイオキシン類を市当局はどのように認識をしておりますか。

また、美馬市は下流住民の方に影響があるのであれば工事は行わないと表明をしております。市当局はどのような対策をとるのか。市当局は環境団体と一緒に安全な場所に真剣になって阿波市民に安心・安全な水を供給するよう努力を求めます。答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 阿波清風会出口議員の代表質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、拝原最終処分場について、市の対応は今後どのようにするのかとのご質問であります。

拝原最終処分場の件につきましては、平成22年第2回阿波市議会定例会を初め、これまでも何度かご質問をいただいているところです。美馬市よりの説明によりますと、拝原最終処分場の適正処理につきましては、平成22年7月31日に生活環境影響調査や新最終処分場の実施設計等に当たりまして、専門技術的な検討を行い、安全性や経済性等、さまざまな面から総合的に最適な処理事業とすることを目的といたしまして、拝原最終処分場検討委員会が設置をされております。

この委員会では、現在まで8回を開催されておりますが、この委員会での検討結果を踏まえた資料及び拝原最終処分場適正処理事業に伴う生活環境影響調査書が本市に送られてきております。この調査書には、施設の設置に関する計画や生活環境影響調査の結果などが記載されておりますが、大気の状態、騒音、振動、悪臭及び水質などにつきまして、いずれの項目におきましても生活環境に及ぼす影響を可能な限り回避または低減するよう努めているとなっております。

ご質問の第1点目、ダイオキシン類をどのように認識しているかとの件でございます。

ダイオキシン類につきましては、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで生成される副産物でございますが、環境を汚染して、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質でございます。このため、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするためダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的といたしましたダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月より施行をされております。この法律に基づきまして、大気汚染や水質汚濁などについてのダイオキシンの環境基準が定められておりますが、水質につきましては年平均値1ピコグラム以下となっております。

議員ご質問におかれましては、本市の上水道の水源である吉野川の河川水の汚染により水道水の汚染を懸念されておられますが、生活環境影響調査によりますと、吉野川の河川水質調査項目におきましては、ダイオキシン類について環境基準を大きく下回っており、現状において吉野川の河川水について、ダイオキシン汚染による重大な影響があるものは考えておりませんので、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

次に、2点目の美馬市は下流域住民に影響があるのであれば工事は行わないと表明している、市としてどのような対策をとるのかとのご質問であります。

今回報告にありました栢原最終処分場の施設の設置に関する計画におきましては、既設の最終処分場から新たな最終処分場への移設事業実施に当たっては、排水対策はもちろんのこと、粉じん、騒音、振動、悪臭などの環境保全対策を行うこととなっております。また、保有水及び浸出水の計画放流水質につきましても、環境基準内で実施する計画となっております。

なお、この事業は国の循環型社会形成推進交付金事業を活用して実施する予定となっておりますが、処分場の下流域に位置する本市といたしましては、今後も引き続き事業者に対しまして正確な情報の開示を求めながら、かけがえのない大切な水と環境を守るため、下流域住民に不安を与えないような環境に配慮した事業が実施されるよう注視をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

なお、市民の安全・安心な水の提供につきましては、水道課長のほうよりご答弁を申し上げます。

○議長（吉田 正君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 出口議員の栢原最終処分場について、市の対応は今後どのようにするのかというご質問でございます。

先ほど市民部長から答弁いたしました、現在計画されています栢原最終処分場移設については、安全な排水基準内の処理がなされるものと理解はしております。

現在阿波市では、吉野川の伏流水を利用している水源は4カ所あります。その内訳といたしましては、吉野町の一条水源、土成町の郡水源、市場町の市場水源、阿波町にあります玉地水源であります。このうち吉野川の河川区域内から取水しているのは、土成町と阿波町の2カ所でございます。

水道水に当たりましては、水道法第4条に基づく水道基準に関する省令で定められてお

ります。水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、検査の義務が課せられております。この法に基づきまして現在実施しています水質検査につきましては、毎月実施する水質検査、これ9項目で4地点、10項目で2地点実施しております。また、3カ月ごとに実施する水質検査、15項目6地点、年1回検査する浄水での50項目7地点、原水は38項目8地点を検査しております。その他クリプト指標菌検査、これについては年4回8地点、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査、年1回3地点等々、これらの検査を行っておりますが、厚生労働省大臣登録検査機関であります社団法人徳島県薬剤師検査センターで水道水の水質検査を実施しております。検査結果は、阿波市のホームページ等で公表し、安心していただいているものと理解はしております。

今後も水道課といたしまして、安心・安全でおいしい水を提供できるよう努力していただきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いします。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉田 正君） 出口治男君。

○15番（出口治男君） ダイオキシン、ただいま答弁いただきました。市長のダイオキシンにつきまして認識があるのかないのか、市長の答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 出口議員からは、市長のダイオキシンに対する認識はどうなのかということなんですが、ただいま部長がご答弁した程度の知識でございます。といいますのは、塩素類ですね、例えば塩化ビニールなんかが一番ひどいと思いますけども、ああいうものを露天で燃やさないようにしてくださいとか、そんな程度の知識しかございません。ただ、露天で燃やさない、あるいはその灰をちゃんとしたところで処理する、それ以外にはないんじゃないかなと考えてます。

以上です。

○議長（吉田 正君） もう一遍です。

出口治男君。

○15番（出口治男君） ダイオキシンは微量でも次世代に影響のある物質でございます。現実に測定もされております。現在拝原理立処分不適正最終処分場は、速やかに安全な方法で撤去できるよう当局へ要望をしておきます。

阿波市民は、吉野川の伏流水を水源にしております。安心・安全な水を供給できるよう努力を要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（吉田 正君） これで阿波清風会出口治男君の代表質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、志政クラブ木村松雄君の代表質問を許可いたします。  
木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、10番木村松雄、志政クラブの代表質問を始めます。

阿波市も合併してから早くも7年目を迎え、また野崎市長も2年前に住民多数の大きな負託を背に船出されたわけですが、早くも折り返し地点を過ぎました。そして、今年は森本副市長を迎え、新たな思いで町の発展にと全力で諸問題にお取り組みされていることと思います。小笠原前市長が4年間かけてベースを打ち、その上に基礎を立ち上げようとしているのがまさに野崎市長だと思います。市長に課せられた4年間というのは、阿波市の礎で大事な期間だと、また我々議会議員にも期待と同時に大きな責務があると認識をいたしております。そして、23年度当初予算174億円余りで編成しましたが、自主財源比率は30.9%、基金を7億7,000万円取り崩すなど、決して余裕のある数字ではございません。市長は、せんだっての新年度予算編成の折に、行財政改革の推進を基本に市の特色を生かした事業や未来を見据えた事業に積極的に取り組む、合併後子育て支援などソフト面の充実を図ってきたが、市庁舎や給食センターなど、新市にふさわしいハード面の整備も進める、そのようなコメントをされているわけです。そういったことを頭に浮かべながら本題に入りたいと思います。

1番目に、新庁舎及び交流防災拠点施設建設について、2番目に阿波市特別職指定条例制定について、3番目に土柱休養村温泉施設の改修後の予定についての3つを通告をしておりますので、通告どおり進めてまいりたいと思います。

我が志政クラブには、原田議員、森本議員という優秀な議員がおります。ようやく代表質問の順番が回ってきたかなと思っております。久しぶりの質問でございますので大きく緊張をいたしておりますが、どうぞ理事者の皆様方には明快なる答弁を求めるものでございます。

それでは、1番の庁舎問題の件でございます。

この件につきましては、合併後速やかに土成町の県道12号線ですか、いわゆる鳴門池田線沿いに建設するという事だったんです。これは皆さん方も何回もお聞きし、ご承知おきのことと思います。土成町のほうにも、また市民の皆さん方の中にも、庁舎は要らないという意見もたくさんある中で、私は新庁舎を建設し、行財政改革をしなければ返って負担が重くなる、庁舎は絶対に必要なんだという考えでございます。

そういう状況の中で、市長が昨年3月末に市場町古田地区に候補地を発表をいたしました。私は、この場所をもろ手を挙げて賛成するわけではございません。庁舎建設には莫大な予算が必要です。合併後10年間に限って認められている合併特例債を活用しなければ、阿波市単独では事業は不可能なことだと認識をいたしております。そういった観点から、合併特例債期限内建設を優先するならば、古田地区でもいたし方のない場所だと、私は現行案を支持をいたしております。

そこで、1番の①の合併特例債期限内建設に向かったの庁舎建設の現在の状況ですね、それと今後の予定、スケジュールをご説明をいただきたい。この新庁舎の建設によって、市民の負担増や、また福祉サービスの低下はないと3月議会で答弁されているが、そういう認識で間違いないでしょうか。その点をご答弁いただきたいと思います。

それと、この②番目も続いてまいります。

②番目の交流防災拠点の件ですが、これも交流拠点から交流防災拠点に名称の変更があったわけですが、これは先ほど阿波みらいの代表質問の中に岩本議員からの質問にもありました。5月30日の庁舎特別委員会の中で委員より防災面の名称を入れてはどうかというようなことで多分この防災拠点に名称が変わったんだと、そういうふうに思っております。

もともと交流拠点と称する計画はなかったと私は認識をいたしております。ところが、今年の2月23日の全員協議会において、突然市長から発表があったわけですが、前段申しましたように、庁舎建設については理解できるわけですが、市長が常々答弁されている、何事にも議会とよく相談をしながらというスタンスとは少々方向性が違っているように思います。私の考えは、交流防災拠点につきましては事業費削減の意味からも庁舎建設と一体となった施設が望ましいという思いがあります。ホール、ギャラリーというような、いわゆる市民交流のスペース等のレイアウトをした総合庁舎だと思っておりました。十分庁舎本体の中に繰り入れできると私は思います。市長の諮問機関であった市民懇話会の報告

書の中にも、別棟でということはどこにも書いてありません。しかし、今回の東日本大震災のことを考え、防災面を強化するならば、市民の安全・安心のためならこの計画を理解はされるんじゃないかと現段階では思っております。ただ、当初の計画10億円から15億円というのはかけるべきじゃないですよ。

3月議会にも、先ほども総務部長のほうから説明があったんですが、50億円の特例債を発行すると、20年間で58億円の償還額が発生するが、41億円が地方交付税で返ってくる、これは3月議会の答弁だったんです。市の負担は17億6,000万円、単年度では8,800万円、それに交流拠点施設の年間維持費約2,800万円を加えたといいたしましても、まだ5,000万円の財政効果がある、こういう説明をされておったんですが、そういう数字で間違いはないでしょうか。それもご答弁いただきたいと思います。

交流拠点については、ぜひともできるだけローコストで建設計画を立てられることを望みますが、市長のお考えもあわせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 志政クラブ木村議員の代表質問に答えさせていただきます。

新庁舎、交流防災拠点施設の建設についてということで、まず1点目のうち、合併特例債期限内建設に向かって現在の状況ですが、新庁舎建設につきましては、現在用地取得を進める上で必要となる税控除を受けることができるよう、土地収用法の規定に基づく事業認定取得に向けて手続を進めているところでございます。去る5月27日には、事業認定申請書案及び参考資料を整理し、認定庁であります徳島県に事前提出という形で提出いたしました。今後はこの申請書案について要件審査を受け、内容修正や追加資料等の作成を重ねながら、完全なものに仕上げていくこととなります。事業認定取得後、税務署協議等を経て用地交渉を行い、すべての地権者の同意をいただけますよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、今後の予定ですが、いよいよ新庁舎建設に向けて基本計画及び実施計画に着手してまいりたいと考えており、その事務作業を開始したところでございます。早ければ8月には設計業務の契約締結を行い、設計協議を重ねながら平成24年度末には設計を完了したいと考えております。そして、平成25年には建設工事に着工し、平成26年度の完成を目指しておりますが、可能な限り早期着手に努めていきたいと考えております。

次に、市民サービスの低下はないかについてでございますが、新庁舎建設後の支所機能につきましては、現在4カ所に分散している行政組織及び行政委員会並びに議会は新庁舎



に集約する一方、市民サービスの低下を招かぬよう、市民に身近な窓口業務は引き続き支所機能として存続するものと考えております。

支所の機能規模につきましては、支所の来庁者の多くが戸籍、住民票の交付や税務関係の証明が主な目的であるという実態を踏まえながら、さらには配置箇所も含めどのような体制や形態が市民にとって、また阿波市にとって最も有効な方策であるか、今後十分精査を行い結論を出してまいりたいと考えております。

また、現在支所として使用しております旧役場庁舎は老朽化しているため、耐震機能を備えた各所既存の施設に移設すべきと考えております。

次に、市民の負担増はないかについてですが、平成23年度第1回定例会において答弁申し上げたとおり、新庁舎建設の財源として合併特例債が中心になるかとは思いますが、それ以外に総務省所管の国庫補助金、徳島県所管の県補助金を活用する予定であります。また、市庁舎建設基金などの特定目的基金を事業開始までに計画的に積み立てし、有効活用することにより合併特例債及び事業施工年度の一般財源をできる限り圧縮し、後年度に負担を残さない計画を立てております。

合併特例債は、合併市町村に係るさまざまな財政支援措置の中でも普通交付税の合併算定がえと並んで大きなスケールメリットのある財源であります。ご存じのとおり、後年度において元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される大変有利な地方債です。このような計画的、効率的な財源を有効活用することにより、市民サービスの低下や将来世代に負担を残す計画でないことをご理解いただきまして、また議員の皆様の理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2点目の交流防災拠点の建設につきましては、当初10億円から15億円とされてはいますが、できるだけローコストになるようにというご質問にお答えします。

従来より、これからの時代の庁舎のあり方は市民のための庁舎という理念のもと、既存施設では担い切れない新たな機能と環境を備えた中核的拠点施設の形成が必要であると説明してまいりました。具体的には、庁舎として本来必要な窓口機能、執務機能、また議会機能に加え、新たに災害には防災拠点となる機能を持つとともに、市民が集い交流の場として市民の多様な利用に対応できる機能をあわせ持つ施設とすることが重要であります。そして、その整備概要としましては、災害時には支援物資や緊急援助部隊の受け入れ基地となる災害対策拠点の役割を担うとともに、平常時には交流、協働の場として500から600席規模の可動席式多目的スペースや市民ギャラリー及び展示コーナー、市民の創作

活動や生涯学習を支援する場として、会議室、研修室を備える施設となるよう整備していきたいと考えております。

今後、庁舎の基本設計や実施設計に着手してまいります。その設計段階において議会や市民の皆様からご意見をいただきながら、交流、防災の両面から見た必要な諸室、設備を整理し、可能な限りコスト削減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

あと、議員からありました庁舎交流施設、給食センター建設に合併特例債を50億円発行したと、それを想定した場合どうかというご質問ですけれども、借入条件を償還年限20年で、うち据置期間3年で年利1.5%、元利償還という条件のもとで考えてみますと、利息も含め、先ほど議員が言われましたように、20年間で58億6,934万4,000円の償還が発生します。また、償還年度に元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額で措置されますので、20年間で41億867万4,000円の財政措置があります。それを差し引けば阿波市の実質負担は20年間で約17億6,086万円となります。単年度で加重平均しますと、8,804万3,000円が実質の負担増となります。それを財政健全化法に係る指標である実質公債費比率、21年度では10.7%ですが、これに加算しますと約0.9%増の要因となります。ただ、減少要因としまして、本市は現在農林水産業関係とか土地改良区の償還助成金、また国営吉野川北岸土地改良区総合かんがい排水事業負担金に毎年2億円の一般財源を投入しております。しかしながら、国営吉野川北岸土地改良区総合かんがい排水事業負担金も平成26年度で完済し、土地改良区の償還助成も減少してきますので、財政的な負担は今大きくならないと考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

長くなりましたが以上です。ご理解いただきたい。以上です。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） できるだけローコストでと思うんですが、市長のお考えを。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 志政クラブ代表質問の木村議員からは、防災交流施設あるいは庁舎、できるだけローコストという話がございました。

この話につきましては、非常に議会では実に議論が古い話になってます。昨今の話では、23年の第1回の議会ですかね、この中では原田議員あるいは松永議員、それから藤川議員、それから森本議員等々に、財政状況あるいは合併特例債の利活用、交付税の間

題、それからローコストの問題、随分質問がありまして、当時の藤井総務部長非常に細かく答弁してるようです。その要約については、今も遠度部長のほうから申し上げたとおりなんですが、まずやはりローコストというのは、今どきのことですから、特に大震災後、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、交付税が1,000億円削減されるという状況の中で、じゃあ阿波市はどうなのか。ただ、ここで勘違いではないんですが、私どもがしっかり考えないかんのは、この震災の1,000億円の交付税の減額ですかね、それとこういう阿波市建設計画のために一生懸命6年間努力してきた合併特例債を有効活用した阿波市の建設計画、これとはやはり切り離して考えなきゃいけないんじゃないかなと考えてます。確かに、交付税については県もそれぞれ国が1,000億円の減額ですから、恐らく阿波市も影響を受けるでしょう。ただ、合併特例債のものについてはまるっきり触れてもないし、恐らく国のほうに聞いても減額の心配はないんじゃないかなという答弁ありましたですね。そのあたりの踏まえての答弁になるんじゃないかな。

一番肝心なのは、今も遠度部長のほうから答弁いたしましたけれども、実質の公債費率ですかね。例えば50億円から55億円の防災交流施設あるいは庁舎を特例債でやって、償還等々もありますけれども、本当に公債率がどれぐらい悪くなるのかなという話があります。積算によりますと、やはり平成21年度がたしか10.7%ですかね。それから、0.9ポイントぐらい下がるかなという、緻密な計算のもとに考えてます。といいますと、恐らく福祉関係についても大きな影響が出るとは私も考えてませんし、出るようにはいたしませんし、そんなこともありますけれども、ただ阿波市の財政指標、先ほど言いました自主財源やはり少のうございます。やはり勉強しながら今後のイメージ設計あるいは基本設計、実施設計に向けて設計業者と本当に緻密なローコストの設計計画をお願いしたいかなと。

この件につきましては、再三再四答弁申し上げますけれども、議会ともその都度その都度特別委員会、あるいはできたら全員協議会で資料をどんどんどんどん出しながら皆さん方のご理解とご協力も願っていくと、そういうことにいたしたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいなど。

濟いませぬ、0.9%減でなしに0.9%増になります。濟いませぬ、どうも。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま部長ないし市長から答弁いただいたんですが、庁舎建設については事業認定がおきるべく、また基本計画、実施設計に向かって、そして工事を

平成25年、6年で完成さすと。そして、支所機能は完全に残すと、これは部長からの答弁ですが、非常にこの支所機能を残す残さないについて、住民の間でも議論されております。これはですから、先ほどの部長の答弁のとおり、支所機能は残すという形でいいですね。

それと、交付税については、合併特例債の交付税につきましては、今の震災とはリンクしないんだというような説明でございました。そしてまた、北岸用水の償還が終わることから、公債費率も0.9%の上昇のみだという説明でしたが、市長、我々が家を建てるにしても、家も新築、寝るとこも新築、倉庫も新築、そしてまた塀も新築、何もかもさらにできればそれはいいですよ。それには打ち出の小づちじゃありませんけども、財源というのは冒頭にも申しましたように、自主財源も乏しい中で湯水のごとくわいてくるんじゃないんです。もうできるだけ節約して、そういう計画にさせていただきたいと思いません。

市長にもう一点お聞きしたいのですが、部長で結構なんですけども、先般も、昨年ですかね、労働組合のほうから、徳島県の、木造建築あるいは木材をふんだんに使ってくれという署名、要望が提出されておるんですが、その要望を、先般もこれ基本設計の公告をしたという中で、どこの地点でそのような要望を組み込んでいくのか、労働組合の要望におこたえすべく、どの時点でそのようなものを設計に盛り込んでいくのか、わかる範囲で結構ですので、ご答弁いただきたいと思いません。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 今ご質問いただいた件につきましては、いつの時点ということを実際には申し上げられませんけども、今後事業を進めていく中で検討させていただきたいと思いませんので、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） この木造建築で木材を、材木をふんだんにということについては、ぜひとも今の建築業界の不況の折から、ぜひとも要望にこたえられるような施策、計画を盛り込んでいただきたいと思いません。

それから、交流拠点から防災ということになったわけなんですけども、私は端的に申しまして、可動席の600程度ですか、その程度は私はもう防災用の拠点にするならばそういう席は必要ないんじゃないかなろうかというふうに思っております。先般も部長に可動の席をつくるのとつくらないとのどれぐらいのコストの差があるんかということをお聞きしてお

たんですが、まだ業者から回答がないということで、その点はまだ後ほどでいいと思うんですが、少々予算でできるならばそれはもうそれにこしたことはないですよ。ですけど、すごく予算の規模がかかるのであれば、それはやはり計画は見直すべきですよ。幾ら公債費率がそんなに上がらないとはいえども、将来に大きな負担はできるだけ残さないようにするべきだと思いますので、その点も考慮して計画をしていただきたいと思います。

この件につきましては、できるだけ早く新庁舎が完成するべく、担当課も頑張っていたきたいと思います。

それでは、2番目の阿波市特別職指定条例制定についてのところでございます。

条例制定の目的と効果を何と考えているか、そしてまた勤務体制は。

まず、政策監を特別職として新たに採用するということですが、月額給与及び期末手当、旅費等が支給されるわけですが、その試算は年間どれくらいの試算をされておるかというところもあわせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 木村議員からは、条例制定阿波市特別職指定条例制度についての制定の目的と効果を何と考えるか、それと勤務体制、給料等のご質問にお答えさせていただきます。

阿波市特別職指定条例の制定につきましては、今本市が抱える最重要行政課題である庁舎建設や給食センターの統合などの行政課題に即応した行政施策を総合的かつ効率的に推進するため、市長を支える特別職を指定する必要があることから、条例を制定しようとするものでございます。

また、これらの事業は、合併特例債を有効に活用するためにも事業推進が最も重要な時期となっております。そのため、市長を補佐する政策監を設置し、これらの重要課題の政策調整を進める必要があります。

このような中、当面する行政課題に集中的かつ迅速に対応することが求められていることから、政策監の設置をお願いするものです。また、政策監は特別職であることから、勤務体制につきましては市長や副市長と基本的には同じであると考えております。

また、給料等につきましては、これについては、今回の補正予算において政策監の person 費としてお願いしておりますのは、今年度分として給料315万円、9カ月分ですね。それと、期末手当、12月分になりますが、60万4,000円と、共済費が637万円の計439万1,000円をお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「60万円、共済費」と呼ぶ者あり)

失礼しました。共済費63万7,000円ですね、失礼しました。計439万1,000円をお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(吉田 正君) 木村松雄君。

○10番(木村松雄君) ただいまの答弁では、9カ月ですけれども439万円の経費が新たに必要となるわけでございます。今日本は、3月11日に発生した東日本大震災、福島原発事故など、未曾有の大惨事の事後処理に取り組んでおり、日本経済は低迷し、国も大きな財政危機を迎えております。徳島県においても、財政改革は重要な課題として強力に推進しています。こうした厳しい現状の中で、阿波市は新たな特別職を設置し、職員採用するというところであります。

阿波市は、昨年4月から部を増設し、組織の見直しも行い、充実した組織体制ができているものと思います。また、本市は徳島県から優秀な人材として本年5月1日より2年間ということで森本副市長を迎えております。副市長の役割は、市長を補佐し、市の行財政を監督すること、政策提言をすることなどであります。2007年に従来の助役から副市長と名称が変更され、それに伴ってその役割も強化されております。森本副市長には強いリーダーシップを発揮していただいて、特別職の政策監を置かずとも市職員を活用し職員のリーダーとして市の重要な行政施策を遂行することはできると思います。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

ちょっと待ってください。先ほど部長の答弁の中にも、給食センター、重要課題の政策調整を進める必要があると。ですから、政策監を特別職として条例制定をしたいという答弁がございました。給食センターの件だけを取り上げてみますと、板野郡西部給食組合に阿波市は加入しております。そこには、新しいセンターが完成すれば当然脱会をしなくてはならないんです。ですから、その中で副市長幹事会を立ち上げて、副市長がそこに参加していただいております。そこで、脱会に向けての事務的なことは、私は粛々と進んでいるものと思っております。

また、重要施策は何を意味しているかと私考えたならば、やはり新庁舎、交流拠点が主な重要施策ではなかろうかと私は思います。この庁舎、交流拠点も6月3日には基本計画を公告しております。そして、10日には説明会もしたと聞いております。ある程度こ

の重要施策については、私はある国会議員の言葉をかりるならば、一定のめどはついてるんですよ。なぜ今の時点で特別職、政策監が必要なのか、そこらは私はよくわかりません。そういったことで、市長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 志政クラブの木村議員のほうからは、阿波市の特別職指定条例制度という中で政策監ですかね、条例制定の目的と勤務体制、これについては速度総務部長のほうから答弁したとおりです。あと、効果を何と考えているのかという質問があります。

何と考えているのかと言われたら、私もはたと答弁に迷うんですが、まず徳島県下の8市で政策監を設置してるのは8市全部してます。この中で、徳島県も含めてね、条例による政策監と規則等による政策監というのがあるわけなんですね。条例による政策監は、県と阿南市、あとは規則による政策監、要は一般職ですね。だから、特別職の政策監は議会の承認をもらって条例を定めて、議会の承認をもらって特別職として任用する。一般職の政策監は、要は条例じゃないです、議会の承認は要りません。なぜ阿波市が特別職の政策監を議会に承認をお願いして選んだかというのが一番の課題じゃないかな、このあたりが議員質問の効果を何と考えとんなというところへくつつくんじゃないかな。

説明に入りたいと思いますが、まず速度総務部長のほうからは、政策監の仕事、合併してから7年目ですかね、庁舎関係あるいは防災交流施設、給食センターというようなものを政策監がやるんじゃないかなという話もありました。もちろんそれもそうでしょう。もっとも本当に合併してから後がない、土俵際ですかね。胸突き八丁に差しかかっていることは、これは確かです。私も合併してから助役、副市長、市長と勤務しましたけれども、副市長になって市長のかわりの権限がやっぱり自治法改正で与えられた。非常に責任が重うございます。その中で、特に阿波市が一番私が経験した課題としてるのは、まず火葬場、し尿処理場、特養等々の一部事務組合、そのほかに広域の消防と焼却場、これはご承知のように職員体制もまあまあしっかりしてますしね。特別な組合議会というのがございます。ご承知のように、なかなかやっぱり問題が多いところでありまして、副市長が幹事長として幹事会をこしらえてます。ちょっと長くなりますが、そのほかに、これ副市長の仕事ですね、これ副市長の本来の仕事じゃないんですよ。業務の範疇に入りません。ただ、その上に阿波市の場合だったら総務部長、財政課長、ごみ焼却場であれば環境の課長がメンバーで幹事会に入ります。これは構成メンバーの上板も板野も吉野川市も阿波市と

同様の幹事会のメンバーに入ってます。そういう方たちの中で焼却場ですね、その金一般会計から行ってますけどね、それで運営をうまくやってる。おかげをもちまして、本当に平穩無事に本当に経営も順調に行ってます。あと、一部事務組合皆同じです。これ大きな仕事なんですね。本来からいうたら、仕事外の仕事です。だから、部長にも担当課長にも、非常に他の構成町村の副市長、副町長にも迷惑かけてます。でも、おかげでスムーズに行ってます。

そんな仕事があるほかに、まだまだ副市長というのは庁内の指揮監督管理にありますよね。ところが、手に余る、まだその上に一番正念場を迎えてます土柱あるいは金清、これは財団法人の理事長なんですね、副市長が。これはいたし方ない、仕事の範疇ですよ。とても副市長はもちませんよ。今の胸突き八丁の合併してから7年目を迎えた。庁舎問題、防災交流施設、給食センター等々の話を詰める上で、特別の政策監、しかも議会で承認された政策監にその一部を担ってもらわざるを得ないと私考えてます。議会が終わりましたら、その点木村議員にも本当にもう一度精査してもらって、よろしくご理解願いたいなと思ってます。

とにかくちょうどやっぱり合併して7年目に入ったら業務が集中っちゃうんですかね、しかし阿波市の建設計画の基幹を担うものばかりが集中してる。そのあたりご理解願えればなるほどなといただくんじゃないかなと。ただ、政策監議会の承認って言いましてけど、条例が承認が要らないんであって、人の、だれにするかという承認じゃないんですよ。そういうとこちょっと私も勘違いしましたけども、ただ条例が通らんと政策監できませんからね。その点については恐らく今議会の最終日に条例を、条例の議決をいただいて、それから人選を皆さんにお諮りしたいと、こんな段取りでいってますので、ぜひともよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） 特別職の条例はそうですね、条例を承認になったら人事の議会承認は要らないという認識でいいんですよね。そうでしょ。部長、そうでしょ。

ただいま市長から特別職の政策監についてはよくわかりました。ただ、重要懸案事項が山積しておるこの中で、私の考えは、外部からの政策監を置かずとも内部で担当部署で担当課で十分対処できるんじゃないかと、私はそう思っております。

給食センターの件についても、西村教育次長、教育長、特別職の政策監がおらなかったら事業が進まないんですか。私は担当部長のご努力、頑張りでクリアできると思うんで



す。何事も2人でするよりも3人でするほうが分けてすれば楽ですよ。3人でするよりも4人でするほうがそれは楽なんです。ただいま市長の説明では、副市長は非常に多忙であると、そのような趣旨説明であったわけですが、ただ、今市民の生活も非常に厳しい状況なんです。そこにおいて非常に忙しいからスタッフをふやすんだということですけど、先ほど阿波清風会の代表質問の出口議員の質問の中に、これはちょっと趣旨とは外れますけれども、市内の入浴助成券を廃止して、その財源を国民健康保険のほうに補てんすればいいんじゃないかという質問がありまして、私はこの質問を聞いておりまして、これは市民からのSOSなんです。話はそれですけど、国民健康保険が保険料が払えなくて保険証がもらえない、医者にも行けない、そういう弱者に手を差し伸べてほしいというふうに私はそういうふうな質問であったなと私はそう理解したんです。ただ単に特会の健康保険のそこにはめたらええじゃないかという、ただ単なる質問じゃないんですよ。これは市民のSOSなんです。そういう今の市民の生活は非常に厳しい状況の中にあるわけですから、やはり行政は少ないスタッフで皆さんのおる中で知恵と工夫ですよ。先ほどの岩本議員の質問でもありましたけど、小さな投資で大きな効果を得られるように、いてるスタッフで努力すれば私はできると思います。幸いにもですよ、市長、ここにおいでになる幹部の人たち、優秀な方がいっぱいいるじゃないですか。私はそういう部署を設けるんならば、今の内部の職員でするべきだと考えます。忙しいからというて、年間174億円の当初予算の中で431万円じゃないと言われるかもわかりませんが、非常に厳しい阿波市の財源なんです。そういったことから、非常に副市長も多忙であると、だから特別職を設置するんだということでございます。私の考えは今申し上げましたように、そういう部署をするのであれば幸いにも優秀な職員が皆さんおられるじゃないですか、だから内部からしてはどうでしょうかということをお願いしたいと思います。

それと、先ほども申しましたように、庁舎建設についてはもう一定のめどがついてると私は思います。そういう部署が、強いて言うならば、今までにそういう部署が必要であったと私は思います。用地の選定あるいは土成町方面で起きたいろいろな住民訴訟とか、そういうような問題にも対処対応できる特別職がおつたらなという思いはしましたが、もう今の時点では一定の方向に方針が定まって、ルールが敷かれつつあるかなと、私はそのような思いであります。

そういうことで、もう一回ほんなら市長、ご答弁をお願いいたしたいと思います。私はできるだけ内部のほうでできたらと思うんですがね。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 木村議員からのどうも政策監の焦点となるのは内部職員でいいんじゃないかなと。わざわざ条例に定める439万円の年俸ですかね、共済費も含めて、そんな金がこの始末の大変な時代に内部の職員でいいじゃないかと。私がさっきちよろっと触れましたけれども、ごみの工場とかあるいはし尿処理場とか消防とか、本当に阿波市これ独特なんですよ。上板だって板野だって、吉野川は消防ありますけどね、広域の、ほとんどが一部事務組合、広域も全部うち持ってるんですよね。本来からいうたら、別に副市長にお願いしたり総務部長にお願いしたり財政課長に頼んだり環境課長に頼んだり、ほんなら幹事会要らないんですよ、要らない。ところが、やっぱりごみの焼却場であれば上板、板野、吉野川、阿波市、時間かかりますね、話に。だから、一組、広域がほとんど阿波に来てるっちゅう感じですよ、その一部だけとつてもね。そのあたりは本当に仕事外の仕事を、これ命令じゃないんですよ、本当にやってもらってる。そのあたりは十分ご理解願わんとね。例えば学校給食にしたって、向こうが脱退するにしたって、板野さんと上板さんと話しなきゃいかんじゃないですか。うちの一般職員ね、今おります、なかなか話しできませんよ、時間かかって。これも時間が限定されてます。後がない、土俵際なんです。だから、2年間限定とか、極端に言うたら、特別職でありながら本当に僕に言ったら安い給料で迷惑かけるのかなっていう逆に心配ありますけどね。私も本当に失礼ですけども、副市長時代にこの幹事会を、すべて一組と広域の幹事会を立ち上げて、十分本当に理解してるつもりです。人に言えないやっぱり話もあるしね。やっぱりこれだけ難しいものはない。このあたりはご理解願いたいなと思います。よろしくご理解とご協力お願いします。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） この特別職の件につきましては、森本副市長には失礼な点もあったかと思いますが、どうぞこの副市長の役割を担っていただいて、特に今市長がおっしゃいます一部事務組合のほうですかね、そこら十分に職務を全うしていただきたいと思います。市長が特別職を設置して、これからの重要施策の調整をしていただくんだということですから、それはそれで結構だと思います。

ということで、3番目の土柱休養村温泉の改修の予定についてのところに入ります。

この件につきましては、先ほど部長のほうから説明がありましたよね。ですから、もう現在の進捗状況とか、もうその予定は結構でございます。ただ、来年平成24年4月1日

の再オープンに向かって改修工事が終わるのでしょうか。4月1日に間に合うんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 志政クラブ木村議員の代表質問でございます土柱休養村温泉施設の改善後の予定について、改善後施設の運営方法をどのように計画しているのかという質問の中で、工事についての質問でございます。

土柱休養村温泉の施設の改修の事業計画につきましては、土柱につきましては2つの施設がございます。土柱休養村温泉施設と土柱休養村管理センターの2つの施設から成っております。それで、土柱休養村管理センターにつきましては、解体をいたしまして、解体後撤去し、跡地を公園並びに駐車場として整備をするをいたしております。また、土柱休養村温泉施設につきましては、改修工事を行い、改修後は民間から公募した指定管理者による運営を考えております。

それで、工事の計画についてでございますけれども、現在解体、受水槽の設置、温泉の改修の設計の発注をいたしております。それで、設計につきましては、一応解体及び受水槽の設計については6月末で設計が完了する、また温泉の改修についての設計につきましては9月末ぐらいの予定ででき上がってくるものと思っております。それで、解体工事につきましては、今年の8月から10月にかけて解体工事を行う予定でございます。また、あわせて受水槽の工事につきましても、8月から10月にかけての工事を行ってまいります。それで、温泉自体の改修工事につきましては、ことしの11月から来年の3月までの工事を予定をいたしております。それで、3月に改修工事が完成いたしました後は、指定管理者により施設を再開させるというふうな運びで考えております。また、公園の駐車場につきましては、10月に設計をいたしまして、公園、駐車場工事につきましても12月から3月の間にこれもあわせて工事をするというふうな運びで工事を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいまの部長の説明では、改修工事を3月末に終わって、それから4月にオープンをするということですが、これ公募はいつかけるか、そういう説明はあったんですかね。もしなければちょっとまたお答えいただきたいと思えます。

それと、公募をかけて、もしなかった場合にはどうするんですか。そこらを、それとち

よっと聞いたお話では、先に公募で管理者を決定してから工事にかかるというようなことも聞いたんですが、そこらの前後の計画はどういうふうな計画ですか。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） それでは、木村議員の再問にお答えをさせていただきたいと思います。

指定管理者の募集の日程というふうなご質問でございますけれども、指定管理者の募集の日程につきましては、この6月1日に庁舎内の指定管理者選定委員会を実は開催をいたしております。それで、募集要項の配布につきましては、7月1日の広報阿波に掲載するほか、6月下旬ごろから市のホームページなりACNに掲載して周知をしていきたいと思っております。それで、募集要項の配布につきましては、今月の7月5日から15日にかけて募集要項の配布を行います。そして、7月19日に募集要項の説明会を開催をさせていただきまして、申請の受け付けにつきましては7月の末、28日から8月上旬、3日ごろまでに申請を出していただくというふうな手順で進めたいと思っております。それで、8月中に指定管理者の選定を行いまして、9月議会に指定管理者の承認をいただくというふうなことで議会に議案として上げさせていただきたいというふうな手順で考えております。

それと、施設改修につきまして、指定管理者の意見を聞くんでないかというふうなご質問でございますけれども、温泉施設の改修につきましては現在設計をいたしておりますけれども、あわせて指定管理者の募集も行う予定にしております。指定管理者が決まりましたら、指定管理者の意見もお聞きしながら、一部改修の計画の中にも指定管理者のご意見を入れさせていただいて改修をしたいというふうにご考えております。

それで最後に、公募がなかったらどうするのかというふうなご質問であつたらうかと思っておりますけれども、現在は今申し上げましたような手順によりまして公募をしていきたいというふうにご考えております。当然公募がなかった場合に行政としてもどういうふうにするのかというのをご考えていかなければならないところでございますけれども、今まだ公募もしなかった場合にどうするのかというふうなことが想定といえますか、仮定というふうなことになりますので、まだ少しお話しするには時期が早いんじゃないかというふうにご考えておりますので、当面は募集をさせていただいて、指定管理者の選定をして、できるだけ来年の4月からは民間の指定管理者で施設が再開できますように努力をしていきたいというふうにご考えとるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） 部長の説明では、7月の広報でも募集をかけるというようなことで、改修の中にも指定管理者になるべく人の意向も反映さすという説明だったと思います。

それと、たしか昨年の説明では管理料を650万円ですかね、950万円ですかね、出して指定管理者を募るといふうに聞いておったんですが、どうも今最近の情勢は違うように思うんですが、この管理料の問題はどんなんでしょうか。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 木村議員の再々問にお答えをさせていただきたいと思えます。

指定管理料についてどうするのかというふうなご質問だったでしょうかと思います。

それで、指定管理料につきましては、この施設につきましては、先ほど申しましたように、民間公募により民間の方にお任せして施設を運営していただくというふうなことでございますけれども、指定を募集する中で、この施設につきましては指定管理者によります現在のところ独立採算制を考えております。それで、利用料金につきましては、指定管理者の収入として利用料金を受け取っていただく、そして指定管理者をその収入によって施設を運営をしていただくというふうなことで、市からの指定管理料については支出は考えておりません。というふうなことで、指定管理者につきましては施設の収入、利用料、つまり入浴の利用料とか売店の売り上げの利用料、宿泊に伴います売り上げの利用料、そういうふうなもので運営をしていただくというふうなことで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） 管理料の件につきましては、独立採算制ということで市からの持ち出しはゼロということですね。

以上で通告しておった3点の質問終わるわけですが、1番目の新庁舎あるいは交流防災拠点の建設でございますが、新庁舎につきましては一刻も早く完成して、行財政改革が推進できるようにお願いいたしたいと思えます。担当部長のご努力をお願いいたしたいと思えます。

そして、交流防災拠点につきましては、防災の観点から、当初も申しましたように、住

民の安全・安心の観点からも必要かと思いますが、できるだけランニングコストをかけないようにお願いをいたしたいと思います。

以上で志政クラブの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで志政クラブ木村松雄君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 3 分 休憩

午後 2 時 2 5 分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 番正木文男君の一般質問を許可いたします。

正木文男君。

○5 番（正木文男君） それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまから 5 番正木文男、一般質問をさせていただいたらというふうに思います。

きょうはちょっと何となくのどの調子が悪いような気がして、しゃべり出すとどうなるかわかりませんが、最初にちょっと余談を言わせて、きのう東京のほうに行っておりました。そしたら、原発反対のデモ、すごいデモが隣のほうでかなりされておりました。3・11 大震災あって、それから以降そういうのを見ましたら、本当にこの日本というのはどうなるんだろうなというちょっと懸念を感じました。確かに原発の安全性とか、そういうものでの懸念、そういうものは出ております。しかしながら、じゃあ本当にクリーンエネルギーですべて代替できて、日本の経済がもつのだろうか、確かに環境とかということは正論でいいことだと思いますけれども、そういう流れの中でもしそれがこういう風潮がどんどん広まっていったときに日本の経済どうなっていくんだろうか、我々の生活がどうなっていくんだろうかなということをちょっと感じさせてもらいました。

そういう中で、きょうは 2 点ほど質問を用意をさせていただきました。1 点目は、阿波市の観光振興への取り組み方針及び観光協会の運営方針について、これに関連してですね。それから、2 点目は平成 24 年度から市内中学校で使用される新規教科書選定の方針と状況はというようなことで、ちょっと今まで余り取り組んでこなかった内容も含まれておるわけですが、この 2 本立てということでもよろしくお願いをしたいなと思います。

まず、1 点目の阿波市観光振興への取り組み方針及び観光協会の運営方針についてとい

うことなんですね。

やはり今の世の中っていいですか、観光というものへの取り組み、そういうものの重要性というのを本当に感じるように思います。東日本大震災でも、会津若松の観光地が修学旅行生が減っただとか、風評被害に近いような状況の中で減ってしまって、地域の経済が落ち込みかけてるといようなこともあるわけなんですね。今観光というものについて、これは私もちょっと読んでみて整理しましたら、観光という中で産業振興、それから地域おこし、まちづくり、人にゆとりと安らぎや感動を与える、地域固有の自然や歴史、文化を体験、見学、味わうというような、本当に幅広い効果なり影響があるということだと思います。

そんな中で、国におきましても観光立国に向けた国の取り組みというようなことで、観光立国推進基本法、それから観光圏整備法というような中で取り組みかけておりましたですね。ちょっと中断した部分もありますけども、そういう中で動こうとしております。

それから、県におきましては、もてなしの阿波、徳島観光基本条例の施行、これ平成22年6月に施行されたんですかね。そういう中で医療とのドッキングだとかLED構想だとか、そういう中で県のほうでは取り組みが行われております。

一方、市町村の観光振興、そういう中では、西阿波観光整備構想ですかね、国の助成も引っ張り込んだそういうもので動きかけておられる。それから、吉野川市におきましては、梅酒特区だとか、体験型観光、体験講座というものを踏まえたもので取り組まれておる。本当に昨今の新聞を見渡してみたときに、本当によく頑張っておられるんだなあというのを耳にします。これは6月9日ですかね、美郷地区の体験型観光イベント、好評だったんでしょう、期間を広げ今年も開催というのが載っております。それから、これはきのうでしたかね、吉野川市体験講座、麦わら編み、蛍かご体験講座のスタートというのが載ってありました。それから、つるぎ町が着手した一字の自然、食文化を掘り起こせ、郷土の宝観光商品化というような中で頑張っておられます。

そういう中で、我々阿波市の観光振興というものに対して、我々はどういうふうに取り組んでいくべきなのか、どういうふうに取り組んでいかれてるんだろうかというようなことで、まず最初に戻りまして阿波市としての観光振興に取り組む基本方針、どのような方向性を持ってどんな手順を考えておられるのか。それから、先般5月10日に設立をされました観光協会の役割、運営方針についてご説明をお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 正木議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思  
います。

まず1点目、阿波市の観光についての1点目でございます、阿波市の観光振興への取り  
組みについてでございます。

本市には、国の天然記念物であります天下の奇勝とも言われております阿波の土柱や7  
番から10番までの4つの四国霊場の札所がございます。また、文化財や名所旧跡が点在  
もしております。また、これらのほかにも天然御所温泉の郷、金清温泉白鳥荘など、温泉  
施設、吉野川を横断する柿原堰、また道の駅どなり、県立自然公園や民間のゴルフ場、さ  
らには地域のイベントや祭りなどもございます。御所のたらいうどんや吉野レタスなどの  
特産品等々もございます。本市ならではの自然や風土との触れ合い、人々をいやす多様な  
観光交流資源があるところでございます。

現在、本市の観光振興事業としては、他の市町村と連携しながら広域で取り組んでおり  
ますあさんライブミュージアム事業や阿波・吉野川市観光対策協議会事業がございます。  
阿波・吉野川市観光対策協議会につきましては、阿波、吉野川の両市が連携をしながら、  
毎年県外、中国地方や関西方面に出向きながら観光パンフレットの配布とか特産品の販売  
など観光キャンペーン活動を行っているところでございます。

次に、現在事業を行っております重点分野雇用創出事業の2つの事業について説明をさ  
せていただきたいと思います。

1つは、阿波市観光情報発信事業に取り組んでおります。この事業は、FM徳島のラジ  
オ放送を活用することによりまして、今年の5月から毎週土曜日午前11時30分から2  
5分間の時間帯を阿波市で買い上げるといいますか、阿波市の時間帯として「もっと阿波  
市」という放送番組によりまして阿波市の魅力や各種のイベントの告知を行っておるもの  
でございます。県内外にラジオの電波を通して阿波市のよさをアピールしていこうとい  
うふうなものでございます。

2つ目は、阿波市観光資源データベース構築事業に取り組んでおります。この事業は、  
阿波市の観光資源について洗い出してみようというようなことで、洗い出しながら整理も  
する事業であります。阿波市で観光アンケート調査を行いながら、阿波市の観光の分析を  
行い、観光客が何を求め、何に期待しているのか等についても整理をしていくといたして  
おります。これらの資料をもとに今後の阿波市の観光振興の方策等も考えていきたいとい  
うふうに思っているところでございます。



観光に対するニーズはますます多様化、高度化しとるというふうな状況がございます。いやしや健康づくり、味覚、自然体験を求める傾向が強まるなど、見る観光から体験する観光へと変わりつつあるというのが状況かと思っております。しかし、阿波市における観光の状況は日帰り客がほとんどを占めているというふうなことでございます。点在する観光資源も観光客が年間を通して繰り返して訪れる魅力ある観光基盤としては必ずしも十分ではないというふうな状況であろうかと思っております。

こうした中で、先月発足いたしました観光協会と行政が連携しながら、新たな観光資源の掘り起こしと、また滞在型のいやしの里づくり、そしてリピーターとして何度も阿波市に足を運んでくれるような取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、2点目のご質問でございます、観光協会の運営方針についてでございます。

阿波市観光協会は、今年の5月10日に設立総会を開催し、発足いたしましたところでございます。本市における観光協会につきましては、合併前の土成町に設置されておりました土成町観光協会が合併後も阿波市に引き継がれ、土成町地区を対象とした観光協会として活動がされておりました。それで、阿波市全体を対象とした阿波市観光協会の設立が望まれていたところでございます。そのような中で、昨年市内の有志の方11名が発起人となり、阿波市観光協会の設立準備会が設され、阿波市観光協会設立に向けて準備を進めてきたところでございます。結果、このたび阿波市観光協会の設立の運びとなったというふうなところでございます。

観光協会につきましては、地域の自然とか歴史、文化などさまざまな情報をPRすることによって地域の発展と観光事業の促進を図っていこうとするものであります。阿波市観光協会におきましても、観光事業の推進、また産業の振興、地方文化の向上、発展を図ることを目的といたしております。

まず、組織の役員体制でございますけれども、会長には阿波市商工会の会長が、副会長にはJA阿波町の組合長と市商工会の副会長がそれぞれ就任をされております。理事、監事には、観光協会設立発起人としてご協力をいただいた方々に就任をさせていただいております。事務所につきましては、市役所本庁の西側の農村環境改善センターに設置がされており、事務局職員としては市職員2名が兼務するほか、2名の臨時職員が勤務をいたしております。協会の運営につきましては、協会の会員の皆さんの会費と市からの補助金で賄っております。現在会員数は、個人、団体、法人会員等合わせまして92件となっております。

それで、観光協会の今年度の事業計画につきましては、1つは企画調査事業というふうなことを考えております。観光地の入り込み客調査、イベント等での観光アンケート調査を実施します。さらには、毎年恒例となっています地域でのイベントの開催の支援を行ってまいります。また、観光物産、お土産等のブランド化への支援や農商工連携への取り組みも進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、観光イベント事業といたしまして、観光資源、地元食材等を利用した新規イベントを計画いたしたいと考えております。また、観光案内業務や新規会員の募集等も行なってまいります。

3つ目といたしまして、観光宣伝事業でございます。観光キャンペーンの実施、印刷物やマスメディアによる宣伝活動の実施、ホームページの作成等により観光PRを行ってまいりたいと思っております。また、阿波・吉野川市観光対策協議会やあさんライブミュージアム運営協議会にも協力してまいります。さらに、阿波市のイメージアップ事業として、市のキャッチフレーズやマスコットキャラの製作も行なってまいりたいというふうにしておるところでございます。

観光協会の役割につきましては、阿波市の観光をどう振興し、進めていくかというふうなことでありますけれども、少しでも多くの観光客に阿波市に来ていただき、そして滞在をしていただくというふうなことであります。そのために観光振興の方策については、やはり5年、10年といった長期的な視野に立った阿波市としての観光のビジョンを持った取り組みであったり、また当面の阿波市の観光振興にどう取り組んでいくかといった短期的なものであったりすると思っております。既存の観光資源とイベントを組み合わせた企画を立て、阿波市の観光情報をしっかりと発信しながら観光PR活動を行うことにより、市外からの観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。

今観光の形態も変わりつつあるというふうに言われております。従来の大型の観光地を団体でめぐるものから、家族や友人、知人と行くものへと変わってきております。また、観光の目的も温泉のいやしやグルメ旅行、地場の産業や地域と文化に触れる参加体験型の観光が人気を集めるようになっております。見る観光からする観光へと変化しつつあるというふうなことでもあります。観光協会としても、この時代のニーズに合った観光を企画していくことが必要であると考えております。幸い、本市には農業地帯として四季を通じて豊富な農産物が生産をされております。自然にも大変恵まれております。本市の特徴でもあります農業、食をテーマとした農商工の連携を考えた観光振興というものを考えて

まいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 今田村部長のほうから細かく説明をいただきました。こういう話ってというのは、多分どこの地域の取り組みでも同じようなことが聞けるんじゃないかなというような気がするわけですね。本当に具体的にどうやって進めようか、事が進まないとしたらじゃあどういう手順なりどういう手だてを考えようかとか、本当にものを固めていく取り組みというものがちょっと感じられないと思うんですね。

私なりにすぐに自分で考えてみるんですけども、取り組んでいくときに2つあると思うんですね。既存資源の成長、整備。既存じゃあどれだけのものがあるんだろうか。例えば資源でしたら、先ほど部長からも話がありました土柱とか柿原堰、歴史的な観点から八十八カ所だとか犬墓とか、文化っていうふうな面ではたらしいどんだけイベント、大名行列。確かに既存の資源があると。もともと阿波市というのは、もう観光資源ってないに等しいわけですよ。まず、今あるものがどうなんだ、その分析なりをすればいいわけですね。だけど、このままではそんなに外に胸張って阿波市の観光資源ですよというようなものじゃないわけなんですね。じゃあ、それをどういうふうにしていくか、今の土柱、確かにライトアップですかね、そういうものをやってるとか、いろんな取り組みがありますけども、まあまあそこそこですよ。じゃあ、いま一つあれをどうしようかというような発想ですね。まず、既存の資源の成長整備という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういうものをどう考えるか。

次に、特に阿波市のように観光資源がないところはどうかというと、私は新しい観光資源の発掘、創造。発掘ですね、何か観光に結びつくようなものが発掘というものがあるかもわかりませんが、それから逆に創造っていいですか、そういうことが大事じゃないかなと思うんですね。私はこの発掘、創造という面から考えていったときに、文化振興からの観点とかまちづくりの観点という面での観光振興というものも考えられるんじゃないだろうか。例えば文化に係るイベントの開催とか、もうこれはかなり一昔、二昔前の話になりましたけれども、湯布院というのは映画祭ですかね、そういうふうな取り組みによって温泉にまた息を吹き返させました。確かに温泉という資源があったんだけど、それにイベントというものをセットすることによって大きな観光になったわけですね。だから、そういう文化的なものによるイベントの開催というものができないだろうか。

それから、先ほども出ました阿波市っていうのは農業が県下一の生産額を誇る場所です。農業によるまちおこしということから考えましたら、土成のフルーツロードの充実だとか、体験農業だとか食育だとか、何かそういうような何かまちづくり、地域おこしというようなもので観光の創造というようなことに持っていけないだろうかというふうに思ったわけですね。まさに現に、先ほど紹介しました美郷とか、この体験型イベントだとか、一字の自然食品の文化掘り起こせ、これは発掘になります。そういう形での観光というものを取り組まれておるわけなんですね。

そういう観点から、観光振興に対する取り組み方針として、文化振興、まちづくりの観点からの観光振興を進めるべきではないだろうか。今回庁舎に併設される市民交流防災施設などの活用も検討すべきと考えたいわけですね。

やはり今言いましたように、確かに防災の拠点としても大事です。市民の交流という面での大事さも考えておられる。そういうようなところがこの阿波市の創造型の観光資源の発掘、そういうようなものにも結びつけていけるのではないだろうかというふうに思うわけなんです。このことについて理事者側のご答弁をお願いしたいんですが。どなたでもいいんですけど。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） それでは、再問にお答えをさせていただきたいと思いません。

阿波市の観光の創造というふうなことで、既存の資源と新しいイベントというふうなことで考えてはどうかというふうなお話だったかと思うんですけども、現在阿波市には、先ほど申しましたように、観光資源が点在をいたしておりますが、非常にその資源だけでは少し観光客を呼び込むには弱いというふうなイメージは持っております。ただ、それで私も観光協会として考えておりますのは、将来的にはこの観光資源とイベントを組み合わせる中で何か観光としての催しというふうな、観光客を呼び込む手だてがないものかというふうに考えておるところでございます。ちょうど観光協会につきましては、これからは阿波市の観光の振興を考える拠点的なものとして考えていきたいなというふうに思っております。当然行政で直接動くより観光協会が動くことによりまして、柔軟な対応やいろんな機動的に動けるというふうなこともあると考えております。

それで、観光協会につきましては、阿波市内の観光協会の役員といたしまして阿波市内の商工会とか、またJAさん、また行政が連携した組織づくりも行っております。そうい

うことで、市内の魅力であります農業によって年間に生産される農産物は多種多様なものが阿波市にはあると思います。それで、豊富な農産物、それらを活用した中で何か観光振興が図れたらというふうを考えておるところでございます。これからは観光協会が中心となった中で議員が今お話をされたような既存の観光資源と新しいイベントを組み合わせたような観光開発というふうなものも考えてまいりたいというふう考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 本当に阿波市って残念なんですけどね、観光資源ってないですよ、残念だけでも。その自然豊か、食べ物がおいしいだとか、それは資源といえば資源なんですけど、じゃあそういう中でどうやってひねり出していくか、知恵を出して新しい創造という形の中で観光資源をつくっていくかということじゃないかなと思うんですね。私はそういう観点から、文化振興だとかまちづくりという観点、全然違うような切り口かもわかりませんが、ひょっとしたらそういうもので観光づくりっていいですかね、観光の創造という考えができるんじゃないだろうか。じゃあ、その一つの束ねるとか拠点とか、そういうことの一つとしてこの市民交流防災施設ですかね、そういうようなものとか、そこに集ういろんな組織の人、そういうものを束ねて行ってそういう中から動かしていく。じゃあ、それをやっていくのは確かにそれは観光協会とかそういうことも動いてもいいと思いますけれども、そういうような阿波市のまちづくり、いいまちづくりをつくれればその中から人が来てくれるんじゃないかなというようなことも考えていかれたらどうかなと思います。

もう一つ、私もいろいろ考えてみまして、自分だったらどうするかってということで考えてみたときに、例として一つ観光資源の創造という中で食育の推進。今給食センターが議論されて建設の構想が上がっております。その給食センターの中に食育ブースというのが整備を考えてはどうだろうか。我々、去年でしたかね、おととしかな、小浜市のほうへ視察に行かせてもらいました、文教のほうでですね。食育に本当に先進的に取り組んでおられる市でした。そこは市内の保育所の生徒とか幼稚園の皆さん方がそのブースへ行ってお母さん方は外で見て、子供たちだけが指導員のもと包丁を握って料理をしてる、そういうことによって食育という取り組みをやっておりました。その指導員の方が、昨年でしたかね、講演に来ていただきましたですね。そういうようなことも一つの阿波市のまちづくり、もしかしたらそういうことが都会の児童も呼べる、それをネタにしてです

ね、阿波市へ行くとそういうものができるよ、現に外に出るといっぱいおいしい野菜とか自然がいっぱいありますよというようなことも考えてみたらおもしろいんじゃないだろうか。

それから、映画によるまちづくり、湯布院の受け売りではないんですけども、先般私この「こころざし～舎密を愛した男」というのを徳島文化ホールで映画を見てきました。徳島文化ホールというと本当に懐かしいなと思われると思います。本当に限られた映画を皆さん方に催して、そこに来てもらってるという形で映画鑑賞会をやってるわけですね。その中で、この「こころざし」というのは長井長義さんっていいまして、徳島出身の学者ですね、エフェドリンというせきどめの薬を開発して、本当に薬学の父と言われてる人が徳島出身で長井長義っておられました。こういうような映画化やられますと、本当にたくさんの方が来ておられました。そういうようなものももしかしたらまちづくりにつながるんじゃないだろうか。

それから、市民からのアイデア募集、観光振興、アイデアコンテストみたいなものを考えられたらどうだろうか。それから、観光協会内にプロジェクトチームをつくり、阿波市観光振興計画をつくる。それから、推進母体の育成、こういうものも考えていかなければいけないんじゃないだろうか。県西部2市2町の体験型観光の推進には、社団法人そのの郷という組織をつくられて、その方たちが動かされてるようですね。吉野川市の先ほどのような体験型農業については、住民組織美郷スマイルさんというのがやられてる。だから、まず推進母体、運営母体、そういうものもあわせた取り組み、複合的な総合的な観光と言いつつ産業振興、まちづくりという幅広い観点から考えるということも大事じゃないかなと思うわけですね。

以上、つらつらと私の思いつきを述べてまいりましたけれども、最後に市長に阿波市の観光振興に取り組む姿勢を聞かせていただけたらと思います。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 正木議員からは、本当に阿波市の観光についてすらすらと思いつきの言葉がどんどん出て、私実は本当に感心いたしました。ありがとうございました。

非常に恥ずかしい話なんですけど、本当に阿波市の観光協会、5月10日ですかね、11人のメンバーが鋭意努力していただきまして発足できたところです。そんな中で、いろいろこれから先の観光のやり方模索してるわけですけども、まず阿波市のデータベースってのがありますね。観光のデータベースをまず調べていこう。というのはわかってないん

ですね、我々も。今正木議員みたいにすらすらとどんどん出てくりゃあいいんですが、いやあ阿波市の観光ってないわなと。これから観光データベースを構築していこうってまず言ってるんですね。その次は構築しながら情報発信していこう。本当に私も恥ずかしいんですが、頭の中では随分と合併してから7年目に協会できたんですが、恥ずかしい思いしてます。しかし、部長も答弁いたしましたように、5年、10年、20年かけてしっかりと今の観光資源も生かしながら、新たに我々の手で、意気込みでとにかくこしらえていこうじゃないか。今正木議員が言われましたようなやっぱりつくっていく。

例えば先般も山梨あるいは群馬の方から私知り合いが子供連れで阿波市へ来てくれました。阿波市に実は住みたいんですけど、市長、どっかいいところないですか。あるのはあるんだけど、暇があったから図書館行った。びっくりしましてね。こんな田舎に、こんな農村地帯にこんな立派な図書館がある。相当文化レベルっていうんですかね、やっぱり高い町なんですね、本当に感心していただきました。そんな図書館が本当に観光施設、人を呼び込む施設になるのかなと。あるいはコスモスの花を見て、いや実にすばらしい、全国にないよ。何であのコスモスを金清温泉の温泉で押し花にするとか生け花にしてくれないの。それだけで感動して皆さん全国から来ますよ。とても私には思いつかないようなアイデアがどんどん出てくる。やはりこれからの観光、見る観光からまさに感動する観光、あるいは団体が押し寄せてくる観光から友人、知人、家族がやっぱりやってくる観光、そんなところに向かっていくんじゃないかな。

一部の議員も今しっかりと農家の店できた中で、おだんごこしらえたり、それから山菜の弁当ですかね、こしらえたり、あるいはこれから先ウドとかゼンマイとかフキとか、あるいはそれに対する加工品をどんどんこしらえながら、どんどんよそから足を運んでもらおう、そんな我々が今まで考えてなかったようなやっぱり観光、呼び込みですかね、そんなことができるんじゃないかな。本当に観光資源ない阿波市ですけども、正木議員あたりの、あるいは議員あたりのその知恵とアイデアもおかりしながら、観光協会とともに一生懸命頑張って阿波市を売り出していきたいと思ってます。よろしくご理解お願いします。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 市長の前向きな意欲感じさせてもらいました。やっぱり我々本当に自分のふるさとづくりじゃないかなと思うんですね。観光というそういう経済もあるんですけども、そういうふうなふるさとづくり、そういうものを進めていく中でそれがまた

観光につながっていくんじゃないだろうか。私の好きな言葉なのですが、だれでも住みたくなるふるさをつくろうといひますか、そんなようなことでそういうことによつていろんな人からあそこにある阿波市だね、これこれこういう阿波市なんだねというのが即イメージできるようなまちづくりというようなものをもとに取組んでいければならぬ。そういう中で思ひつきの意見をまた言わせていただいたらというふうには思ひます。

じゃあ、まず1点目の観光振興についてこれで終わらせていただきます。

次に、2点目なんですけれども、平成24年度から市内中学校で使用される新規教科書選定の方針、状況とはということなんです。

これは多分皆さん方知っておられたのか、教育関係の方は当然のこととしてご存じだと思ひうんですけれども、義務教育といひますか、公立の学校で使用される教科書については、4年に一遍でしたですかね、検定があつて、検定を通つた教科書、それをベースにしてそれぞれの地域の教育委員会というものが中心になつて、それから今後4年間使う教科書について選定をしていくという流れがあるわけですね。今年度ちょうどことしの夏ですか、4年に一度改定される中学校教科書について、文科省の検定を通つた出版社8社から出されている新教科書について全国で教科書の選定が行われようとしております。大体8月をめどに審査が行われ採択されるということになるのでしょうか。また後で詳しくお聞かせ願ひたいんですが、私はその教科書といひるのはどれもそんなに差はなく、そう気にするようなものではないと思ひておりました。しかし、出版社によつてその考え方の違ひによりその内容が教育上好ましくないといひのもあるということを知りまして、その教科書の選定、たかが教科書、そんなに間違えないだろうと思ひているんだけど、その教科書によつて、出版社によつて中身が変わつてきておる、その中身が変わつてるといひ内容がただで済まされないようになつて変わつてるといひようなものがあるわけなんで、やはり選定といひものが大事じゃないかなといひうふうに認識をさせてもらったわけですね。

それからまた、今回の教科書は60年ぶりに教育基本法が改正されたんです。その第1回目の教科書の採択でもあるわけなんです。この教育基本法が戦後60年も変わられなくて、憲法も一緒ですけどね、教育基本法がそのまま60年も来たということ自体おかしいんですよ、今の世の中。いろんな法律つていひのは常に變えていって当たり前ののが、なぜか憲法にしてもそうですけども、この教育基本法にしても變えてこなかった、變えられなかった。しかしながら、戦後60年たつて安倍晋三さんのときに教育基本法が改正をされました。その改正のポイントとしては、あえてもしかしてご存じない方もおられ



るかと思うんで蛇足かも知れませんが、第2条には、豊かな情操と道徳心、公共の精神、生命を尊び、伝統と文化を尊重、我が国と郷土を愛するといったことが書かれ、戦後教育がおろそかにしてきたものを見直すことが定められています。第10条には、子供の教育に関して保護者に第一の責任があるということが明記されています。こんなこともこの教育基本法の改正の中には盛り込まれておるようなんです。これを皆様方どういうふう感じられるか、それぞれ皆さん方価値観違うんで、それは一概に言えませんが、そういうものがあえて今回の教育基本法の改正に盛り込まれたわけですね。

そこで、現在教科書採択に当たり、どのような状況であるのか、それと改正教育基本法で変更や追加され、それに伴い学習指導要領の改訂も行われております。伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する豊かな情操と道徳心、公共の精神を養う、国家及び社会の形成者としての資質を養う等の重点項目に対して、教科書選定に当たりどのように配慮しようとしているのか、選定の状況と改正基本法に基づいての指針というんですかね、配慮ですね、それについてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 正木議員からのご質問にお答えしたいと思います。

議員のご質問の中にもございましたように、確かに60年ぶりの教育基本法が改正され、これに伴い学習指導要領も改訂されました。教科書は4年に1回採択がえがあります。今回平成24年度から使用する中学校の教科書が変わります。そして、4年間同じ教科書を使うということになっております。その教科書を選定する作業が始まっています。教科書を選定するに当たっては、中学校用教科書目録に登載された、こんなものでございますが、教科書目録として文部科学省というふうな目録が出ております。この目録に登載されているのは文部科学省が検定したものばかりでございます。その検定された中から選定をするというのが基本でございます。この教科書検定を少し申し上げますと、学校教育法34条に、学校教育において国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持、向上、教育の機会均等等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請され、文部科学省はこういった要請に応じてこたえるため、小学校、中学校、高等学校の基準として学習指導要領を定めています。それに準拠し、中立公正で正確なものを教科書と定めています。これが教科書検定とされている教科書なんです。

さて、採択するまでの手順でありますけれども、これは決まっております。徳島県は

11の採択地区に分かれています。阿波市は単独で阿波採択地区となっております。採択地区単位で地区内では同じ教科書を使うことと、これも決まっております。そこで、手順、組織を申しますと、市町村教育委員会が採択権者となり、教科書を選定するための採択協議会を設立します。平成24年度から使用する中学校用教科書の採択について諮問します。協議会でその採択のための基本方針、採択基準等の協議を行います。教科書の採択は教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることから、採択権者である教育委員会の判断と責任において適切な教科書が採択されなければなりません。また、採択に当たっては、適切な手続により、適正かつ公正な採択をしていくことであります。そこで、開かれた採択をより一層進めるためにも、保護者にも参画いただいております。採択協議会は、各教科の内容の調査研究を行うため、教科用図書専門調査委員会を置き、委員には各教科に関する専門的な知識、高い教養を有する教科用図書、いわゆる教科書採択に関して公平公正な言動がとれる人物を選び、調査研究にかかわっていただいております。

次に、採択の基準でございますが、一般的な基準としましては、1つは教育基本法に定める教育の目的及び方針、学校教育法に定める学校の目標等に合致している。2つ目は、学習指導要領に定める当該教科の目標に合致している。3つ目は、特定の政党や特定の宗派に偏っていない。4つ目は、地域の実情及び児童・生徒の個に応じた指導に適合しているということが採択の基準となっております。これは一般的な基準です。それ以外に細かいたくさんいろいろと色とか形とかいろいろあります。今後専門的な調査研究を行う教科用図書専門調査委員会で、採択基準に基づいた調査を行い、採択協議会はその調査結果の報告を受け協議します。教育委員会は、協議会からの説明、答申を受けて、適正かつ公正な採択を行っていくというのが手順でございます。

以上が方針と基準をお答えいたしました。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 教科書検定に係る状況ですかね、それから方針といいますか、阿波市が単独で採択地区になると。ということは、阿波市の教育委員会というのが中心になって、阿波市で使われる教科書については選定を主導的に進めていかれるという状況だと思うわけですね。

それで、特にこの教科書について、国語、算数いろいろありますよね、数学とか。その

中で、やっぱり歴史、それから公民という教科書がありますが、その辺についていろいろと他の外国のいろんな意見だとか、それから思想的なものだとか、そういうもので左右されているという教科書の傾向があるということなんですよ。

もう一つちょっとあえて掘り起こしてみたいと思うんですけども、戦後教育の問題点というものが私はあるように思うわけですね。私もまさに、まさにというたら余り大きな声で言えないですけど戦後生まれなんですけど、戦後教育等受けてきた者なんですけど、そういう発想の中で、国家は悪、愛国心などはもってのほか、それから子供の権利を守るために児童の権利条約等による行き過ぎた平等、それから権利思考がありましたですね。もう一つは、義務なき権利の主張もあつたように思います。それから、自由主義、個人主義、そういうような中で確かに戦前、戦中、過去の反動という中でそういうことはあつたわけなんですけども、本当に日の丸、今の世の中旗に日の丸が立ってる家庭なんて田舎行っても見当たらないですね。本当に昔はそういうものもとらえておつたんですけども、そういうような状況があります。

それから、いろんな社会の状況があります。そういう中で、戦後教育の中がひょっとしたら今のこのいろんな思想的、世情的不安要因をつくってるんじゃないかなというものが言われておるわけですね。例えば中高生の意識調査というものをアメリカ、中国、日本、3カ国についてしておるのがあります。1つが、親に反抗することは絶対にしてはいけないことだと思う。アメリカ71.7%、中国77.4%、日本37.5%。2番、自分に起こったことはすべて自分の責任だと思う。アメリカ59.7%、中国46.9%、日本25.2%。3番、家族のことにとても関心がある。アメリカ59.5%、中国49.9%、日本32.4%。4番、現在大事にしていることは成績がよくなることである。アメリカ74.3%、中国75.8%、日本33.2%。5番、これがもう大事だと思うんですね、自分の国に誇りを強く持っている。アメリカ29.4%、中国29.3%、日本15.4%なんですよ。この数字をそれぞれどういうふうにとらえるかというのも、またそれは皆さん方それぞれの価値観によって違ってくるでしょう。しかしながら、私はやっぱりちょっと何か愕然とする。例えば家族のことにとても関心があるとかというのは、中国49.9%、日本32.4%。自分の国に誇りを強く持っているにしても、中国とアメリカは29%あるのに、日本というのは15.4%しか持っていないというような意識調査ですね。

ですから、例えばそういう戦後教育という中でマイナスの部分というものがあつた。じ

やあ、その原因というものは確かに教科書だけが問題ではないというように思います。しかしながら、3月末に検定合格となった教科書を調査していきますと、特に歴史、公民の教科書でいろんな問題点があるような記述があるわけなんです。このことについて、これ教育長に聞いてどうかなと思うんですけど、こういう項目についてひょっとしたら皆さん方もどう考えるかというような思いで質問をしていきたいと思うんです。

1つが、拉致問題を解決すべき国民的課題とせず、深刻な人権問題、国家主権侵害と教えない教科書。

竹島、尖閣諸島の領土問題について、国家主権の侵害であるときちんと教えない教科書。

二宮尊徳、勝海舟、高杉晋作、上杉鷹山など、歴史上の重要人物を教えず、安重根や柳寛順など日本の統治下において反対勢力であった人物を重要視して、英雄としてそれを載せておる、日本の歴史上の人物よりもその中国なり韓国のそういう人を教科書に紹介している、載せている教科書。

国旗、国歌の意義をきちんと教えていない教科書。

国土防災や災害派遣、国際貢献で活躍している自衛隊を憲法違反と紹介する教科書。

というような一つの例として出させてもらったわけですね。こういうことについて、これが歴史、公民という中でいろいろあるわけですね。これらについて教育長はどのような考えを持っておられるのか。私はこの国の将来を担う子供たちの健全な教育のためには、このような記事に対してそういう中で不適切だと思われる教科書、そういう一貫性がある教科書っていうのは排除すべきというふうに考えるわけですが、どうでしょうか。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 正木議員の再問にお答えいたします。

社会科歴史的分野と公民的分野は、それぞれ7社からの教科書が出ています。その出版会社から教科書編集趣意書、こういったものですが、このようなものが出され、それぞれ説明がなされています、細かく。こんな感じなんですけど。教育基本法第2条を踏まえ、内容との関連説明をしております。例えば第2条の中の第5号、先ほど議員からお話がありましたが、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国と尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあり、これらについては準拠する教科書、沿うべく内容はどの教科書にも掲げられております。すべて検定された教科書、これは文部科学省が使ってよろしいという教科書から選定

することになります。教科書はあくまでも教材であり、教科書を教えるのではなく、教科書で教える。何を教えるのかと申しますと、それは教育基本法から学校教育法を踏まえた学習指導要領に記してある内容を指導することです。この学習指導要領は、それぞれの学年の最低教えるべく内容を記してあります。それ以上は幾ら指導してもよいことであり、ですから教科書を使っているいろいろと幅広く深く角度を変えて、いろいろなことを考えられる機会をつくっていくこともあります。

先ほど議員から不適切な教科書、それは採択協議会で専門調査委員が十分に調査研究し、その採択基準に照らし合わせてご判断いただけるものと思っておりますので、その審議会で協議されるものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。もうこれが最後になります。

○5番（正木文男君） わかりました。

教育長としても、確かにその手続の問題でなかなか一刀両断にスパッと答えにくい、行動起こしにくい面も確かにあろうかと思えます。今言いましたように、教科書で教えるんじゃないくて、単なる教材というとらえ方ですよ。例えば1つ、皆さん方余りイメージわからないかと思うんで、一つ例として、尖閣諸島に対しての記述というんである2社の表現をちょっと紹介してみますね。

T社の教科書。尖閣諸島、沖縄県先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は日本の領土ですが、中国がその領有を主張しています。これはまだ領土ですって書いてますね。それで、中国が主張しています。

もう一つ、K社の教科書。また、東シナ海に位置する尖閣諸島については、中国もその領有を主張しています。余り領土というような記述がうまくないんですね。

確かにこの辺は微妙なところかも知れませんが、確かにそれでまた文科省の検定を通ったというわけなんですけど、その根底のところにはやはりきっちりとした、言いましたように、国を愛する心だとか伝統を尊重する心だとか、そういう意識があるかないか、そういうものをやはり選定委員の先生方といいますか、専門委員の皆さん方とか、そういうものはやっぱりあえて私はきっちり意識してもらって、それをお願いするしかないとは確かに思います。思いますけれども、現に今そういう余りにも外国の勢力だとかそういうようなところに圧力、影響を受けまして、間違った選択、そして確かに教材なんだけれども、それをいいことに、こういう言い方も皆さん方どうか分かりませんが、反日教育

といいますかね、というようなものをやられてる組織っていいですか、そういう流れもあるわけなんですね。やはりそういうことにならないように、やはり我々の将来を担う子供たちに健全な価値観といいますかね、健全な価値観、国家観というものを持ってもらうように指導していくということが大事じゃないかなというふうに思うわけです。

じゃあ、まとめに入ります。

我々は、戦後の占領政策の中で、そしてその延長線上の国家運営の中で、経済成長という大きな宝を得ましたけれども、日本人の持つ大きな宝を失ったと言えるんじゃないでしょうか。安全神話の中で国家意識、愛国意識をなくした民族、否、東京裁判史観、これもご存じでしょうか、皆さん方。そしてまた、自虐史観の呪縛に陥ってしまった民族。かつての日本人は礼節で勤勉、誠実で和の精神を持ち、命をかけ公に仕える武士道、公ですね、公に仕える武士道の精神を持ち、誇り高い民族でした。それらの宝物を現代の我々はなくしてしまっているとしたか思えません。3・11発生の東日本大震災の国難を乗り越えていくためにも、日本の持つよりよき伝統、文化を尊重し、家族や地域のきずな、人の和を大切にす精神を受け継ぎ、国の再建のために、そして我々のふるさと阿波市の発展のために、しっかりと役立つ人材を育てていく。そのための教育、人間教育の基本というのが将来に向かってのまちづくり、ふるさとづくりの出発であり、基本であり、重要であると考えていまして、そういう視点でまた教科書採択ということについて教育委員会のほうでご配慮をお願いしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） これで5番正木文男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番藤川豊治君の一般質問を許可いたします。

藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 2番藤川、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、3・11東日本大震災で多くの方が亡くなられ、震災を受けられた方々にお悔

やみとお見舞いを申し上げます。6月11日ではや3カ月。今回の震災で死亡された方は6月10日現在で1万5,405人、行方不明者8,095人、避難者9万405人となっております。まずは一日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回の震災は、地震、津波、その上に原子力発電所の事故による被曝という三重苦の災難であります。去る6月9日、スペインでカタルーニャ国際賞を受賞した作家村上春樹さん、この人は次のノーベル賞候補の有力者と言われていたのですが、その人がスピーチで、原爆の惨下を経験した日本人は核に対するノーを叫び続けるべきだったと述べています。原爆を投下された日本にとって、福島事故は2度目の大きな核の被害であり、みずからの手で過ちを犯したと述べています。今こそこの教訓を生かすべきで、3度目の被曝にしてはならず、この反省の上に立ち、自然エネルギーを生かすことを考えねばなりません。

私は、今回3つの項目について質問を行います。

質問は4項目提出していましたが、3項目めは3月で質問したので重複しますので、3番目、農業立市についてはやめます。

1番目は、新庁舎建設について、防災機能を添えた施設にすること、自然エネルギーを利用すること。2番目は、東日本大震災の教訓から、防災対策の見直しについて。3番目は、安全・安心、市民の命を守る観点から、瀬詰大橋に歩道、自転車道の設置について。以上3項目の質問をいたします。

第1項目め、新庁舎は防災拠点施設としての機能を添えた施設にしてはどうかという点です。また、太陽光発電等の自然エネルギーを取り入れるべきと考えます。

高知県の梶原町は、1999年から風車を設置し、2基で1,200キロワットを発電し、300戸分の電力を賄っています。1戸当たり4キロワットあればよいということです。人口4,000人足らず、税込3億円の町で、2億2,000万円をかけています。そして、風力発電で得た年間4,000万円の収益を環境基金として積み立て、それを他の自然エネルギー建設の財源にするという循環をつくることに努めています。ほかにも森との共生に乗り出し、5ヘクタール以上の間伐をすれば1ヘクタール当たり10万円の交付金を出して、森がよみがえり、雇用も生み出しています。また、森から出る水を利用して小水力発電をつくり、昼間は町立の中学校に、夜は町の街路灯に電気を使っています。また、役場や学校の施設にすべて太陽光発電を取りつけ、普及率は四国一と言われてい

ます。ちなみに、我が家でも昨年11月から太陽光発電を設置しています。その容量は8.8

キロワットで、3月ぐらいから4万円を超える額を電力会社から買い取って、太陽光発電のローンを払ってもまだ黒字となっております。

このように、阿波市でも防災拠点施設を別につくるのではなく、新庁舎を防災拠点施設としての機能を兼ね備えたものとして建設し、一つの建物に防災機能庁舎も兼ねるという考えです。そして、残りの予算を自然エネルギーに使うべきではないか。市民の方々から庁舎建設、また催し物センターか、給食センターかと、そない予算がどこにあるんだと、こう多くの人から言われますので、やっぱり質素というか、新庁舎は防災拠点を兼ねた一つのものにしてはどうかと提案いたします。

そして、発想の転換が必要と考えます。自然エネルギーは初期投資に多額の財源を必要としますが、回収されるものであり、太陽光発電やまた天然水を利用した新庁舎にすべきと考えます。自然エネルギーについての市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 藤川議員の庁舎建設についてで、1点目が防災拠点としての施設にしてはどうかについてお答えさせていただきます。

公共施設の整備に当たりますとは、その施設の有する機能、被害を受けた場合の社会的影響等を考慮し、その建物の耐震安全性の目標基準に国が定めた官庁施設の総合耐震計画基準、また徳島県が定めた徳島県県有施設総合耐震計画基準があります。庁舎建設におきましても、災害時において災害応急対策の指揮をとる拠点として重要な役割を担うため、構造体、建築非構造部材、建築設備、すべてにおいて耐震安全性が最も高い分類で設計を行ってまいりたいと考えております。本庁舎につきましても、市民の安全・安心のかなめとして、災害時の情報発信、収集、救援、救助の指揮、命令、災害復旧対策の立案、実施等の拠点施設となるため、その役割を担うべく建物として整備してまいりたいと考えております。

次に、2点目の自然エネルギーを利用した庁舎にしてはどうかについてですが、未曾有の被害をもたらした東日本大震災による福島原発事故を受け、太陽光、風力、地熱等自然エネルギーの活用が重要であるとの認識が広がっております。全国的に見ても、長いと言われている阿波市の日照時間等の自然環境を考えた場合、太陽光発電は発電に伴う有害物質を発生させることがなく、燃料費もかからないクリーンエネルギーのため、環境面、省エネルギーにおいても大変すぐれておりますので、新エネルギー導入に向けた計画を早期に着手し、環境負荷低減及び省エネルギー化を実現した庁舎整備を目指してまいりたいと



考えております。

次に、雨水利用設備につきましては、屋上等で雨水の集水を行い、地下水の雨水貯留槽に蓄え、トイレの洗浄水や緑地散水として利用する設備であります。上水道の使用量は減少するため、環境負荷及び光熱水費が低減する一方、ろ過器、加圧ポンプの設備投資及びその維持管理費が必要となります。しかしながら、震災などにより上水道供給停止の場合も貯留槽に蓄えた雨水により数日間のトイレ洗浄が可能となるため、災害拠点の庁舎としてライフライン確保の観点から前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(2番藤川豊治君「市長に。自然エネルギーの考え方、市長の」と呼ぶ)

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 藤川議員からは、市長については自然エネルギーを利用した、自然エネルギーの考え方っていうんですかね、というようなご質問でございますけれども、今総務部長のほうから答弁申し上げたとおりなんですけど、阿波の場合、高知県の梶原の話も出ましたけれども、梶原というのは非常に高知県天然の材木が多い、あるいは雨量が非常に多いというような地域的な特徴持ってます。阿波市につきましては、藤川議員もご承知だと思いますけれども、日本でも有数の瀬戸内気候に属す日照時間の非常に長い、多いっていうんですかね、町だと思ってます。やはりこういう自然の恵みっていうんですかね、これは当然庁舎等々に今後大いに利活用を進めていかなきゃいけないんじゃないかと思ってます。特に、今回の震災で原子力発電所によって大きな被害を受けましたけれども、今まさに太陽光発電、あるいは一部話に出てますが、北岸用水の水を利用した小水力発電、このあたりも検討をしていかなきゃいけないんじゃないかと思ってます。

今前半の質問でもありましたが、庁舎関係あるいは防災文化施設関係、実施設計、基本設計に入っていきます。その節には、自然エネルギーを利用した施設、これに設計者とともに協議しながら一生懸命立派な庁舎にやっていきたいと思ってます。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） ちょっと重ねてお聞きしたいんですけど、催し物の防災拠点施設というのは、建物は別々ですね、庁舎と。だけど、予算は両方で約50億円、総額ではということ。私は新庁舎の中に一つの建物に防災拠点も兼ね備えた庁舎と。それで、予算が

総額で低く抑えられるし、この残った予算で例えば過疎地のほうにも風力発電とか小水力を利用して、過疎地の住んでいる人にも電気代をただにする。それで、空き土地を提供したら電気代がただということで都会の人も呼べるのではないかと、そういうのもっと具体的に前向きに自然エネルギーのほうを進めていただきたいという質問です。

○議長（吉田 正君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 8 分 休憩

午後 3 時 5 0 分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 庁舎建設に当たりまして、それと附帯施設としまして防災交流拠点施設ということで現在進めておりますので、庁舎の中にそういう考えを持ってやってほしいという、一体型という形ではなく、今進めておりますので、防災交流拠点施設というものを考えておりますので、そういう観点から答えさせていただきます。

それで、庁舎建設に当たりましては、そういう太陽光エネルギーとかそういう天然水を使ったものというのは、使える範囲でこれから基本設計、実施設計やっていく中で、当然そういうものは反映していきますけども、施設としましては庁舎単独というんでなくて、交流防災拠点施設ということは今考えて進めておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 藤川豊治君。

○2 番（藤川豊治君） 答弁をいただきました。別々にするということです、建物はね。私は一つの庁舎に防災施設も兼ね備えた施設の庁舎にしてはどうですかと質問しました。効率のええ庁舎にしてもらいたいというので、新庁舎は防災施設も兼ねたということで要望させていただきます。

次に、太陽光などは前向きに早急に考えたいという答弁もいただきましたので、天然水も利用するというので、ぜひとも自然水、太陽光を、菅総理も自然エネルギーと言っておりますので、できるところはしていただきたいと思えます。

次に、2 項目め、東日本大震災の教訓から阿波市における防災対策の見直しについて質問いたします。

まず第 1 に、防災大綱の基本指針について述べていただきたい。そして、今回の東日本大震災によって今までの防災大綱というか、見直した点はあるのか、見直しの面と対策

は。お聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 藤川議員からは防災大綱の基本指針についてということで、答弁させていただきます。

阿波市の防災対策の大綱では、1つに災害に強いまちづくり、2つに災害に強い人づくり、3つ目に災害に強いシステムづくりとなっております。

もう少し詳しく申し上げますと、1つ目は、災害に強いまちづくりとしては、災害が発生しない、また発生しても被害が拡大しない市街地を実現する、災害を減らす減災の都市づくりを進め、安全な居住空間をつくるまちづくり、各種事業といったハード面での防災対策を推進し、災害を発生させない町を形成するとともに、災害時の避難路、輸送路や避難場所の体系化など、災害に強いまちづくりを進めることとなっております。現在避難所の耐震化や木造住宅の耐震化等に取り組んでおります。

2つ目、災害に強い人づくりとしては、災害から身体、生命、財産を守るために、防災対策の中心となる市の職員はもとより、住民一人一人が災害に対応する能力を高めていくため、1つとして、災害時に自分自身を守り、家族や隣人の安全を配慮すること。2つ目、防災リーダーを育成し、災害時に率先して防災活動に協力、従事すること。3つ目、職員は防災担当従事者としての自覚を持ち、状況に応じて適切な防災活動を行うこととなっております。

こうした点を踏まえ、阿波市では毎年学校や各種防災関係機関との防災訓練や自主防災組織の育成、防災知識の啓発により地区住民でもある職員及び住民の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、県が実施している地域防災リーダー育成のための研修制度等を活用し、地域の核となる人材の育成等、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備しております。また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、阿波市消防団において団本部に女性消防班を設置し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組んでおります。

3つ目、災害に強いシステムづくりとしては、風水害に対する警戒態勢や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、水防力の強化や救援、救助、救護の支援体制、通信設備の整備といった伝達体制の整備等に加え、住民、職員のそれぞれが災害の応急対策復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより、災害時の迅速

かつ適切な対応が可能な体制を整えるよう研修会や訓練を計画しております。今後、今回の東日本大震災に関する情報分析が進み、中央防災会議が想定の見直し、県が中央防災会議の想定を受け、県内の想定を見直すなどの後に、しかるべき時期に阿波市においての新しい想定をもとに対策を検討してまいります。

しかしながら、現在でもでき得る対策として、災害の種類に対する避難所の検討や住居密集地の火災防御などが想定される被害について、各課等でどのような対策が必要か検討を行ってまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 変わった点とかというのは、今回の震災で具体的にはありますか。今全部羅列していただいたんですけど、具体的に見直した点とかあればお答え願いたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 再問にお答えいたします。

現在、見直し中でございますので、ただ見直ししている中で防災マップとかこういうものにつきましては、63カ所の避難所あるわけですけども、これについて具体的に見直しをかけていかなければならないという、そういうことは今考えておりますけども、現在は見直し中でございますので、それが終わるまでしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） まだ現在は検討中、見直し中ということで、具体的な答弁はいただけないんですけど、早急に見直しを図っていただきたいと思っております。今回の震災はすべて想定外の震災でございますので、これが絶対よいというのは見つからないと思っておりますけど、市民が安全・安心に暮らせる上でも防災大綱の見直しが必要でないかと考えます。

次に、災害時屋外にいる人に対して緊急避難指示などをどのようにして伝えるかという点であります。

阿波市では、屋外で農作業をしている市民が多く、現在の防災の告知機、防災無線の告知機では災害への緊急避難指示を屋外にいる市民に知らせることが困難な状況です。この新庁舎建設予定地には中央構造線が通っているということで、いつ大きな地震がないとも限りません、将来。そういう大きな地震のときに屋内でおるには告知がありますけど、屋外の人には、現在拡声器がありますけど、池田ダム、早明浦ダムが決壊した場合などどう

告知するのか。現在拡声器の設置は市場町 2 1 基、土成町 1 3 基、阿波町 4 基、吉野町 3 基と、旧町では大きな格差、不均衡が生じています。市民からもっと拡声器を設置してほしいという要望がありますが、この不均衡をどう考えるのかお答え願いたいと思います。

○議長（吉田 正君） 藤川議員に申し上げます。

今回で再々質問になりますので、質問漏れはありませんか。あったら言うといってください。あるんだったら。

（2 番藤川豊治君「もうありません」と呼ぶ）

遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 藤川議員からは、2 点目の屋外で働いている人に緊急避難する対策はということでご質問いただいております。

東日本大震災は、東北地方を初め広い区域に甚大な被害をもたらしました。住民の避難に対して、市は被害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、関係機関の協力を得、住民の避難を行い、未然に災害を防止する必要があります。また、大震災や過去の災害の教訓として、早目の段階で避難行動を開始することを求めることが重要であります。台風等の風水害時においては、台風襲来前に事前対策の呼びかけを行っているわけですが、地震発生時にはその予知が困難であることから、特に自分自身で命を守る最低限の行動をとる必要があります。屋外にいるときに地震が発生すると、かわらや窓ガラスが落下したり、ブロック塀が倒れてきたりします。かばんや本、手元にあるものなど頭を保護するもので身を守り、避難所は被災している可能性がありますので、建物の被害の状況を確認しなければ入ることができないため、安全で障害のない広い敷地の公園や畑に一時避難して様子を見るのが重要です。また、災害時には市民への情報が不足し、不安や混乱をもたらすことがあります。このため、ケーブルテレビの音声告知機やラジオ等のメディア、広報車による市民への情報発信に努めるとともに、自助、共助の観点から、今後とも自主防災組織や防災関係機関と連携した訓練時や小・中学校の防災訓練時などを通じ、市民に対し日ごろの心構えを周知し、大規模な災害時においても阿波市において地震等の災害で死者が出ない、出さない、最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

続きまして、拡声器のことにつきまして答弁させていただきます。

屋外拡声器設備につきましては、平成 1 8 年度及び 1 9 年度に実施したケーブルテレビ整備事業において、市内全域に敷設した光ケーブル網を利用し、ケーブルテレビ放送サー

ビスやインターネットサービスなどとあわせ、合併前からあった旧防災無線設備を一新し、すべて光ケーブルを利用したIP告知機による音声告知放送サービスの屋外周知用設備として運用しています。この設備により、市役所や各支所、学校などから緊急情報や災害情報などを屋外にいる皆さんにお届けしております。

次に、議員から市内に災害情報を周知する屋外拡声器が不足しているのではとのご指摘をいただきましたが、この設備につきましては、来る南海地震や大規模災害など、非常時に備え、屋外にいる住民の皆さんへの周知手段として必要なものであると考えております。早急に現在の阿波市内の拡声器の設置状況を調査し、関係課において協議してみたいと思っております。議員にはまた不十分なところの地域を教えていただきまして、こちらのほうも対処してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 拡声器の設置場所というマップの資料をいただいております。これで断然市場、土成が多い。阿波町は4カ所ということで、こういう市民から要望がありますので、早急に関係者と協議したいというので、阿波町とか吉野町は極端に少ないので、ぜひお知らせ、周知できるように対策を講じていただきたいと思います。

次に、3番目として、農業立市は重複しましたのでやめますので、瀬詰大橋ということで、瀬詰大橋の歩道、自転車道の設置について質問したい。

現在、阿波市内の県道、阿波市道には歩道が着々とできていきますけど、一方吉野川市にかかっている橋で5つの橋がありますけど、この中で瀬詰橋について、この橋はいつ完成したかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） 藤川議員から瀬詰大橋について、歩道、自転車道の設置ということで質問をいただいております。

吉野川にかかる県道志度山川線の建設年月日はということで質問をいただいておりますが、この建設年月日につきましては昭和41年でございます。ちなみに、他の4橋、西条大橋が平成15年、中央橋が昭和28年、阿波麻植大橋が昭和56年、岩津橋が平成5年に建設されております。

以上です。

○議長（吉田 正君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 5つの橋について、この瀬詰大橋は2番目に古いということで、今大分時代おくれになっていますので、この瀬詰大橋以外の4つの橋には歩道あるいは自転車道がありますが、瀬詰大橋には歩道、自転車道等はありません。山川駅へ行くとか、高校生が自転車で冬場とか雨の日、非常に危険を感じるという父兄からの要望がありますので、いつもかなり、私も先日橋の上に立ったんですけど、非常に危険な。歩いとる人がおったんやけど、歩いとる人がおれば反対から来る車はちょうど真ん中ぐらい行かなんだらその人ははねるから、この写真のように真ん中車、歩いてる人がおるんです。これは高校生が自転車で駅に向かっていきよんですけど、後ろに来る車も自転車をよけて半分ぐらいの向きを変えかけると、この写真はちょうど僕が写したんですけど、非常にほかの岩津橋というのはもう全く新しい自転車道から歩道もあります。それから、西条大橋もしかりでございます。ぜひとも早急に西条大橋から北の鳴池線の道路も重要でございますけど、安全・安心、市民の生命を守る上からも、県に対してやっぱり5つある吉野川市にかかった橋の中で肝心な一つが抜けておると。市民の生命を守る上からぜひとも市を挙げて市長も県知事に要望して改善をしていただきたいと思います。自転車、歩いとる人は運転者も運転してみて半分、真ん中よけて通るといふ状況が続いていますので、その要望はする考えありますかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） 県に瀬詰大橋の歩道を要望するかということでご質問でございますが、県道志度山川線の瀬詰大橋の歩道、自転車道の設置ということではありますが、合併以前にウォーキング、またサイクリングロード構想がありました。現在の阿波市役所から南へ瀬詰大橋を渡り、吉野川南岸堤防を西へ、岩津橋から北岸堤防を東へ瀬詰大橋までという間でございます。合併前のことでございますので、合併の煩雑さで途中で立ち消えになったものでございます。当時の川島土木事務所、東部県の整備局、吉野川庁舎に瀬詰大橋に自歩道設置は可能かどうかということをお協議した経緯がございます。そのときに県の回答でございますが、既存の橋に歩道を取りつけることは構造的に不可能であるというふう聞いております。今回このご質問が出ましたので再度確認しましたところ、瀬詰大橋は昭和41年に建設された歩道のない橋梁です。古い時代に建設された橋梁に歩道、自転車道を設置することについては、橋全体の安全性に関する構造検討などが必要であり、瀬詰大橋はその構造的な制約から、下部構造も含めた橋梁全体の大幅な改造が必要になると考えられるというふうな回答が返ってまいりました。高額な予算が今後これをする

中に必要になると思われます。今すぐ要望というよりか、県の整備局と十分に協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 藤川豊治君。最後になります。

○2番（藤川豊治君） 古さからいうたら一番古いのが阿波中央橋で、昭和28年3月に完成で、強度のことということで、2番目に古いのは瀬詰大橋。中央橋には両側に歩道、自転車道を設置している、改修していますので。多額の費用ということですけど、早急とは言いませんけど、5つの橋の中で置き去りみたいな感じになっていますので、市民の子供を持つ親から何とかならんのかと言われていまして、時間をかけてもいいですけど、県に粘り強く要望していただきたいと思ひます。議会というか、私も一生懸命活動したいと、要望したいと思ひます。

以上で一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで2番藤川豊治君の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後5時を過ぎる場合延長することにいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時18分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

森本節弘君。

○3番（森本節弘君） それでは、議長の許可を得ましたので、議席番号3番志政クラブ森本節弘、平成23年第2回阿波市議会定例会一般質問を始めたいと思ひます。

今回の質問は、1、阿波市防災対策についてと、2、公有財産の維持管理についてであります。



1の防災対策についてであります。まず1点は、地域自主防災組織の現状について、もう一点は災害対策基本法をもとに国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、平成17年7月に作成された阿波市防災計画についてであります。

今回の東日本大震災を踏まえ、国はもとより徳島県、阿波市においても従来の東南海・南海地震対策の抜本的対策の見直しが急務となったことは明らかであります。死者が1万5,000人を超え、11日で発生から3カ月、いまだ9万人の方々が避難所での暮らしを強いられている現状を踏まえ、想定内での防災対策は根底より覆されてしまいました。徳島県においても、地震津波減災対策検討委員会の減災対策プロジェクトチームがまとめた減災対策案を発表いたしました。千年に一度と言われる東日本大震災のようなマグニチュード9以上の地震や大津波などが起きた場合、被害を最小限に抑えられるよう、津波対策を中心に延べ271項目の対策案を盛り込んだそうであります。

そこで、1問目の質問であります。我が阿波市の現在の地域自主防災組織の現状と組織率と、また阿波市防災計画をもとにした現在の防災対策の進め方をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員の防災対策で、まず1点目の地域防災計画についてという観点でございますが、地域防災計画は、災害対策基本法をもとに、国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、県防災会議、市防災会議がそれぞれ当該地域の防災に関し作成する計画です。阿波市におきましても、平成17年7月に阿波市防災計画が作成され、一部修正を加えながら、この計画を基本にいろいろな防災対策を実施しております。今回の東日本大震災を踏まえ、国はもとより徳島県、阿波市におきましても、従来の南海地震対策の見直しが急務となりました。そのためにはまず、防災の基本的な考え方が自然災害発生とともにどのように法整備がなされたのかを知る必要があると思います。

まず、1946年の南海地震、マグニチュード8.0を契機に、1947年災害救助法の制定がなされました。そして、1948年の福井地震、マグニチュード7.1を契機に、1949年水防法の制定がなされ、1950年に建築基準法の制定がなされてます。また、1959年の伊勢湾台風を契機に、1961年災害対策の基本となった災害対策基本法の制定がありました。そして、1978年の宮城県沖地震、マグニチュード7.4を契機に、1981年建築基準法の一部改正がなされ、1995年の阪神・淡路大地震でマグニチュード7.3を契機に、同年災害基本法の一部改正と防災基本計画の全面改修など

が行われております。その概要から、地震については耐震基準の改定を重ねていく一方で、水防災、特に大雨による洪水や土砂災害など、ハード整備による災害被害の抑止が重視されました。しかし、ハードによる被害抑止には限界があるため、被害抑止ではなく軽減を目指した防災から減災へと変わってきております。そして、1995年の阪神・淡路大地震や3月11日の東日本大震災を契機に、一人一人がみずからの身はみずからで守ることを基本として、住宅の耐震化や家具等の転倒防止、非常持ち出し品の整理、訓練への参加など、日ごろから災害への備えを進める公助から自助へと行政と市民並びに地域や企業等が一体となる共助を柱として災害に備えることが必要になってきていると思います。

そのためには、常日ごろから行政が持っている情報を市民にわかりやすく提供することや、防災のための組織づくりや活動を維持するための支援が行政の大切な仕事となっております。特に、阿波市としての防災対策としましては、1点目、発災時に家屋倒壊を防ぐための木造住宅の耐震化の促進、2点目、密集地域の火災に対する対応、3点目、地域ごとの内水対策や土砂災害対策、4点目、地域の主体性を持った自主防災組織の活動促進、5点目、避難所、避難場所の指定の見直しや高齢者を含めた災害弱者対策の検討等を最重要課題として、また宮城県への支援活動に派遣された職員からの報告をよく分析するとともに、現在消防署及び関係機関、防災対策課などの担当者会を開催し、地域の特性を生かした防災対策を進めているところでございます。

2点目の自主防災組織の現状について。

次に、自主防災組織の状況として、災害時における地域住民による初期消火及び避難態勢などの整備強化を図るため、地域住民の自主防災組織の活動、育成や住民の防災意識の向上を図るために、補助金の交付及び防災資機材の貸与を平成18年10月から行っております。自主防災組織の結成数は、平成23年3月末で、自治会数386に対しまして244件で、結成率71.2%です。旧町別結成組織数は、吉野39、土成55、市場69、阿波市81です。担当課では自主防災組織の結成率向上と活動推進のため、平成20年度から未結成自治会へ結成依頼通知文の送付や各自治会へ説明に出向き、推進してまいりました。今年度においても、未結成自治会へ結成以来通知文を、既存自主防災組織へは訓練等活動依頼文を、それぞれ5月12日付で送付したところ、問い合わせの電話が多数あり、自治会等へ出向き、結成について説明を行っております。

また、結成自主防災組織に対しましては、防災資機材の貸与も行っているところですが、平成23年度末で180組織に、その組織に必要な防災資機材を選んでいただ

き、貸与を行っております。自主防災組織の訓練等活動についても、消防署の指導の救命講習や初期消火訓練、防火防災講演等や県の寄り合い防災講座など、組織においての避難訓練や多種多様な防災活動について活動の推進を行っております。今年度現在までに21件の申請を受けております。今後も自主防災組織の必要性を未結成自治会へ根強く依頼を続けていきたいと思っております。また、既存の自主防災組織につきましても、訓練等活動を行っていただけるよう推進してまいりたいと思っております。

そして、平成22年度において実施した株式会社十川ゴム徳島工場で行われた防災合同訓練や土砂災害全国統一防災訓練の一環として、市場町日開谷で行われた防災訓練において、地元の自主防災組織の参加の要請を行い、連携した防災訓練を実施し、地域住民の方々の防災意識の高揚を図っております。

今年度におきましても、さらに拡大して消防団等の訓練において、自主防災組織と連携して行ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 再問させていただきます。

政府地震調査会なんです、東日本大震災を受け、海溝型地震の30年以内の発生確率や予想規模などの長期評価を大幅に見直すと発表しております。徳島県の発表した減災対策プロジェクトチームが発表した減災対策案なんです、この間の新聞にも載っていたんですが、やはり津波に対しての今まで経験したことない、私ども経験したことのない津波対策がやはり大きな防災の一つの対策かなと。その中で、私どもの阿波市に置きかえてみますと、やはり直下型の地震、先ほども話あったように、中央構造線、今現在庁舎予定地よりかなり上のほうにあると思っております。こういう部分の地震っていうのは、恐らく阿波市でもほとんど、ほとんどというか、大きな災害に起こらないんじゃないかなっていうふうなのが一般の阿波市の人の考えの中にあります。その中で、やはり自主防災組織も今現在組織率が一応70%前後と停滞し、100%を望みたいんですが、やはりその活動内容が以前の自主防災組織を立ち上げたときよりは少し沈滞してるかなと。この間の3月11日の東日本大震災において、やはり映像から受ける大きなあの災害、波、それから何万人もの被災者を出したあの状況からいたしまして、やはり阿波市の地震対策行動計画もやっぱり抜本的に見直していかなくちゃならないんじゃないかなと。それによって、一つ例なんです、私どもの吉野町西条地区なんです、被災地マップによりまして避難所が

やはり私と一番近いところが一条小学校になっております。この一条小学校、子供たちとも申しますんですが、家族継続計画とかという部分で、やはり家族単位の防災計画、安否確認、避難方法とかというのは私ども家でもやはり頻繁に最近は話しをよくするようになりました。ただし、ところがこの防災マップの避難所の一条小学校なんです、浸水した場合に想定される水深っていうのは5メートル以上になります。私どもが住んでいる私どもの地区も2メートルから5メートル未満の区域にあります。ただ、このマップも十分に見たらかなりの危険箇所が私どもの避難所、避難経路に想定したところにあると思います。だから、やはりこういうふうに阪神・淡路大震災で計画的に自主防災組織を立ち上げて、防災計画を立てた17年の部分が、やはり抜本的に見直す部分にやはり今度東日本大震災の教訓が生かされるべきだと思います。恐らく防災計画の見直しはしていただきょんですが、今これから阿波市地震防災対策行動計画の本当の意味での見直しというものを考えていく考えはないでしょうか。考えるのであれば、どういう時期にいつまでにとかという部分で、今庁舎の中ではそういう話が起こってはいないんでしょうか。起こっていないのであればそういうふうな部分を大至急立てていただきたいと思うんですが、総務部長、お願いします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員の再問にお答えさせていただきます。

現在、対策につきましては国のほうも見直しかけまして、それに伴って県も見直しをする、そしてそれに伴って我々阿波市のほうも見直しをするという方針ではおりますが、個々のことにつきましては今これから対策、見直しを図りたいと思っております。

ただ、議員が言われました一条小学校のほうのことにつきましては、うちのほうも吉野川の堤防が決壊とか、なかなかそれは想定したくはないわけですけども、そんなこともやはり考えなきゃならないなとは思っております。特に、吉野町につきましては平地ですので、吉野に関しては地震そのものによる家屋の倒壊、それとやはり水害っていうんですか、そういうものもやはり考えてやらなければならないですし、議員は一条小学校の西条地区のみを言われましたけども、我々の頭の中には公営住宅、そういったものも想定しなければなりませんし、ですから今後そういうこともすべて含めまして、総体的に考え直さなければならぬ、そういうことで、具体的なところまでは行っておりませんが、そういう心構えではおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 阿波市新市まちづくり案もあと後期を残すところ3年になりました。今回見直し23年度に今市の中でも対策協議会のような部分でいろいろな部分で協議していただいていると思います。やはり防災をもとに、やはりまちづくり何が一番かという、今回質問が出てきた庁舎、庁舎を核にどういうふうな状態で阿波市をつくっていくか、やはりこの庁舎、総務部長もおっしゃったり市長もおっしゃるように、防災の拠点としての充実性を生かして、やはり東日本大震災で何が一番私は思ったかという、防災っていう意識から今度減災なんです、やはり何が一番起こったときに大切かという逃げるとのことですね。私が思うのは、防災から減災に関して、今度逃災、災害から逃げるってことを重点的に置いて、やはりこの部分というのはお金的に投資する部分が、これからまちづくりの中の一物としてもできるし、避難経路の確保、避難場所の確保、その避難場所はやはり3日、1週間っていう部分で短期の滞在のときに十分な機能を果たせるか、やはり小学校なんかでも来たときに児童とやはり地元の人たちの避難場所としての部分でやはりもう少し詰めた部分で行動計画というか、いろいろな策定をして徹底していくと。地元住民に徹底していく中で訓練が必要なんじゃないかなと思います。

大川小学校だったですかね、岩手県の大川小学校でしたっけ。児童の70%か68%の方が亡くなった。あの50分の時間でやはりどういうふうに行動するかっていうことが一番の問題だったと、どこに逃げるか。やはりこれを考えた場合に、逃災っていうことをまた入れて考えていってほしいな。

それと、もう一つ気になったのは、防災センターの位置。防災センターの位置をどこに持っていくか。藤川議員もおっしゃったように、屋外にやはり周知徹底できるような防災無線のスピーカーの設置はやはり要るのではなかろうかと思います。どこにどういうふうに、それは最後までその無線が使える場所、また無線の情報を流す場所というところが要るのではなかろうかと、そういうふうに思います。

3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、阪神・淡路大震災の被災から16年が経過し、防災意識が薄れかけた私たち日本列島に住む人々に再び震災の恐怖と大自然の脅威を津波、大津波とともにもたらしました。私たち阿波市住民の安心・安全な生活を守るためにも、防災から減災へ、また逃災へとつながるように、もう一度自主防災組織の強化、住民防災訓練の徹底、避難路、避難場所の整備等を盛り込んだ阿波市防災対策行動計画の見直しを行ってほしいと願って、この項の質問を終わります。

それでは、②の公有財産の維持管理についての質問に移りたいと思います。

以前にも質問させていただきましたが、現在の阿波市の公有財産システム台帳の整理及び公有財産の現況状況はどのようになっていますか。また、公有財産の運用及び活用をどのように考えていますか。特に、質問にも出してあるように、旧庁舎跡地、何遍もお伺いするんですが、この旧庁舎跡地の利用計画をどのように考えていますか。そして、3番目といたしまして、俗に言う赤線、青線の法定外公共用財産の維持管理状況はどのように行っているかを質問いたしたいと思います。それと、できましたら、公有財産の払い下げなどがありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員の2つ目の公有財産管理について、まず1点目、公有財産台帳及び関係書類の整理状況について答弁させていただきます。

公有財産台帳及び関係書類の整理につきましては、平成19年度から2カ年計画で公有財産管理システムを構築しております。このシステムの構築時に、旧4町の紙ベースで公有財産台帳をそのまま入力しております。システム稼働後は、固定資産税データ及び所管課より提出されました公有財産の取得及び変更に関する調査をもとに更新作業をしております。

また、その際提出された契約書等の書類については、スキャニングによりデータ化し、システム上で閲覧できるようになっており、従来の紙ベースからデータ化されたため、検索等は非常に便利になっております。

しかし、地籍調査の終わっていない土地については、現地と適合しない場合もあるかと思えます。また、数十年前の紙ベースのデータも当然含まれておりますので、更新の際に錯誤等も発見されることもあります。

このような課題も抱えておりますが、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の公有財産の運用及び活用をどのように考えているかについてでございます。

市が保有する公有財産の有効活用及び処分につきましては、阿波市公有財産処分等検討委員会設置規定により運用しております。所管課より提出されました未活用の公有財産につきましては、阿波市公有財産処分等検討委員会により審議を行っております。今年度につきましては、旧阿波町役場跡を含む4件について審議を予定しております。景気が低迷した状況下ではありますが、総合整備や売却も含め、慎重に調査検討してまいりたいと考えております。

新庁舎完成後の旧4町の役場跡地の有効利用のあり方につきましては、3月議会でも答弁させてもらいましたが、必要な施設は集約させるなど、効率的な運営による維持管理の低減や住民の利便性を確保する観点から、できるだけ早期の計画を立てて判断してまいりたいと考えております。

法定外の売却状況ですか、法定外公共用財産の売却につきましては、法定外公共財産のうち周辺の開発等の変化により機能を喪失しているものについては、建設課等で用途廃止の後普通財産として企画課に引き継ぎすることになります。この後、阿波市財務規則等の規定により払い下げの処理を行っております。前年度におきましては、申請件数が5件、売却金額が136万1,241円となっております。今年度につきましては、現在のところ申請件数が2件あり、売却見込み額146万2,199円となっております。

あと、跡地利用につきましては、さらにもう少し言わせていただきますと、なかなか時期的に難しい面もありますけども、旧庁舎の跡地につきましては今後ともさらに連携をして計画を立てていかなければならないと思っておるところですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） それでは、森本議員の質問の法定外公共財産の維持管理状況はということでお答えします。

法定外公共財産につきましては、国有財産特別措置法の規定に基づき、平成14年から平成16年の3年間で旧町ごとに調査申請し、国有財産の贈与を国から受けております。

法定外公共財産の維持管理状況といたしましては、基本的に法定外公共用財産、赤線、青線は地元利用者をお願いをしているところでございます。一部改良区で維持管理している青線もございます。また、幅員とか延長、面積につきましては、先に贈与契約時に作成した贈与図面で管理をしております。現在のところ延長、幅員についてはこの管理図面でしておるとい状況でございます。また、先ほど遠度部長から申し上げましたが、払い下げについては5件、それとこの払い下げの申請については個人申請となっており、境界面定を行い、法定外公共用財産用途廃止申請書を提出いただき、行政財産から普通財産へと変わり、担当課が建設課から企画課に変わるというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 3点ほど出した中の法定外のほうの公共財産の維持管理の状況は

十分わかりました。私どもに関係あるところで、法定外結構道とか赤線、青線、狭い部分にあるんですけど、私どもの町には板野用水と一緒にございまして、赤青が混在しとんですけども、5メートルも6メートルも幅を、現実そこが、先ほどの災害ではないんですが、吉野町の幹線の排水路のようになっております。これの維持管理っていうのも、もう今まで板野用水等々協力しながら阿波市の補助もいただいて、管理しながら流れておるんですが、やはりこの法定外、もっともっと現場勉強していただいて、前にもお願いしたんですが、これの板野用水の改修ができればいいかなと思ったりしております。これはあくまで私の考えです。

公有財産の台帳及び関係書類っていうのは、19年度に恐らくシステム化でほとんどの部分ができておると思います。台帳に載せた部分と、まだいまだにちょっと地籍調査の部分から残った部分があるとは思いますが、庁内で把握できるまでのものに仕上がっているのではないかなと思っています。

この2がやっぱり再問で聞きたいとこなんですが、公有財産といえば旧庁舎跡地ですよ。旧庁舎跡地は、今も部長おっしゃっていたんですが、私たちの町、前にも質問でしゃべらせていただいたんですけど、やっぱり合併特例債の運用をいかにどのぐらい使うかということで、大きな私たちの町の計画が変わってくると思います。阿波市まちづくり計画に基づく普通建設事業部検討部会では、恐らくいろいろな部会から、6つの部会からハード事業計画の提出が出ているはずでございまして。これに基づいて、阿波市の活用限度額の222億円のうちの136億3,880万円の合併特例債の最終起債運用額をはじき出しておいてあります。この中には、CATVとかいろいろな部門、中央広域の部分も含めまして、現在想定できる範囲の金額が入ってはいまして。そして、23年度から26年、合併特例債の発行が終わる26年までに、一応普通建設事業費は合併特例債事業だけではなく、合併特例債事業以外も含めた想定普通建設事業費で説明この間いただきました。その内容が、平成23年度の普通建設事業費が42億1,446万円、平成24年度が28億4,281万円、25年度が56億1,922万円、平成26年度最終年度が45億3,691万円を想定しているようでございまして。

ただ、ここの説明の中で、旧庁舎跡地を盛り込んだ事業計画がございませぬ。やはりこの旧庁舎跡地、また先ほどに戻るんですが、防災上の拠点でもあります。吉野町の旧庁舎はやはり平地でございまして、ちょっと水には弱いというか、低いところにあるんですが、でも吉野町の中ではまだ避難経路の一つ、避難箇所の一つにも当てはまると思っています。阿



波町、市場町、土成町、これは文句なくほとんどその付近に災害を含んだ状況がありません。恐らくまちづくりのときに一番安全なとこに持っていったんではなかろうかと思えます。これも含めて、やはりこの庁舎跡地をどういうふうを活用するかということはこの9月ぐらいまでに、22年度の決算期を踏まえて、決算の時期までに、やはり阿波市まちづくり計画の普通建設事業費検討部会の中ででももう一つ考えていっていただくことはできないかということ再問いたします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員の再問でございますが、議員の言われます庁舎跡地ですね、それを交流防災拠点とか情報発信基地という、非常に熱い思いは十二分にこれまでもお伺いしております。非常にそういう思いに早急にこたえれば非常によろしいんですけども、なかなか私どものほうとしましていろいろなことが今起きております。庁舎のこと、もちろんそれもありますし、防災も非常に今考えられなかったようなことが起きて、非常に我々も当惑しているような状況で、これはどこも全国同じかなと思えますけれども、それに立ち向かっていかなければなりません。そういう状況もあります。

それで、庁舎の跡地、非常にこれから考えるのは重要なこと、これをいかにこの今ある現在の4カ所ですね、本庁と支所3つ、これどういうぐあいにしていっていいかというのは早急に答えがなかなか出ない。今までも非常に苦しんでたと思うんですけども、そういうことでこれは考えなければならんですし、議員が言われますように、新市まちづくり計画、1年延長する中にも入れれば一番いいのです、確かに。我々もそうしたいなと思えます。でも、なかなかできないんですけども、そういう時間的なことがありますけども、できるだけ早急には考えてみたいと思えますし、今後とも勉強しなければならんなど思ってますので、大変いろんな思いを聞かせていただいて、我々も感じるころはあるわけですけども、そういうことでこれから先もうしばらく研究させてもらいたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 平成の大合併で全国で、ちょっと数は忘れたんですが、自治体の合併がかなりの部分ありました。その中で、合併特例債事業を活用している自治体はかなりのあります。ただし、特例債の運用率が低いというのが現状らしいです。

要するに、阿波市の場合は基金積み立ても含めて222億円の特例債の限度額なんですけど、今運用率を60%ぐらい、136億円で見ております。これはなぜか、私どもの町に

はそれ以外にこれといった特例債事業、要するに他市のように過疎債とか、そういう部分を運用する有利な起債がございません。やはりこの合併特例債は十分考えて、本当に発行するほど苦しくなるんですが、発行せずにはできない、まちづくりができないと思います。そこでやはり早いうちに、今のあと残ったハード部分の予定を立てていただく。私の中には庁舎の中の防災機能、これ私の考えなんですが、防災機能、それと交流ホール、それから給食センター等々、もう決まってきつつものがあります。私はこれは分散して旧庁舎に置けば一石二鳥かなと思われる部分もあります。ただ、今は方向的にその中心に集めてやっていこうかということで皆さんのあれが出とんですが、旧庁舎跡地、一つだけ長くなるんですが、阿波町の方の最近阿波町の庁舎取り壊しました。これ2,000万円かかっております、取り壊すだけで。この庁舎恐らく、取り壊せとは言わんのですが、早く決めないと取り壊すだけでも恐らく概算でも1億円以上のお金はかかるんじゃないかなと。それでしたら、今の改善センター等々を利用して改築した中でここをどういうふうにするかっていう計画を本当に立てていただきたいなと、そういうふうに思います。

阿波市の場合のように、過疎地域債のような特例債もなく、合併特例債の活用期間が終了すると普通交付税の基準財政需要額より高い算入率で、後年度財政支援措置のあるメニューが見当たらない町といたしましては、合併特例債の上手な運用が大事であるのは間違いありません。ただ、むやみな発行は財政に負担を来します。阿波市まちづくり計画の中の財政計画とともに早期の、希望なんですが、早期はこの次の9月議会までなんですが、そういう部分で4町の旧庁舎跡地等々の有効利用計画を盛り込んだ新市阿波市まちづくり計画が出ることを願って、この質問を終わります。

本日の2点の質問をこれで終わります。

○議長（吉田 正君） これで3番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回はあす14日の午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時12分 散会